

## 石川県地域防災計画修正（案）[新旧対照表]

参考 1 - 1 地震災害対策編

参考 1 - 2 津波災害対策編

参考 1 - 3 一般災害対策編

参考 1 - 4 雪害対策編

石川県地域防災計画(地震災害対策編)修正(案)新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画 地震災害対策編  (令和<u>5</u>年修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 地震災害対策編  (令和<u>6</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、<u>一般社団法人石川県建設業協会</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	

現 行		修 正 案	備 考																								
<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>		<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>森林治水による災害予防に関すること。</u></li> <li>・ <u>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</u></li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>・ <u>災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</u></li> <li>(新設)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>森林治水による災害予防に関すること。</u></li> <li>・ <u>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</u></li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>・ <u>災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</u></li> <li>(新設)</li> </ul>	(略)	(略)	指定地方公共機関	(新設)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</u></li> <li>・ <u>国有林野内における保安林整備に関すること。</u></li> <li>・ <u>国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</u></li> <li>・ <u>手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における応急対策工事に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</u></li> <li>・ <u>国有林野内における保安林整備に関すること。</u></li> <li>・ <u>国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</u></li> <li>・ <u>手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u></li> </ul>	(略)	(略)	指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における応急対策工事に関すること。</u></li> </ul>	(略)	(略)
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																										
(略)	(略)																										
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>森林治水による災害予防に関すること。</u></li> <li>・ <u>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</u></li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>・ <u>災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</u></li> <li>(新設)</li> </ul>																										
(略)	(略)																										
指定地方公共機関	(新設)																										
(略)	(略)																										
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																										
(略)	(略)																										
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</u></li> <li>・ <u>国有林野内における保安林整備に関すること。</u></li> <li>・ <u>国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</u></li> <li>・ <u>手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u></li> </ul>																										
(略)	(略)																										
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における応急対策工事に関すること。</u></li> </ul>																										
(略)	(略)																										

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害 1～3 (略)</p> <p>4 既往地震とその被害</p> <p>石川県は、有感地震の数が全国的にも少ない地域である。しかし、平均して30年に1度は、被害地震が発生している。県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※有感地震とは、計測震度が0.5以上のものである。)</p> <p>(1) 県内に被害をもたらした県内・外発生地震とその被害状況</p> <table border="1" data-bbox="114 483 999 687"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日 (年 号)</th> <th colspan="2">震源地域又は名称</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th colspan="2">震 度</th> <th rowspan="2">被 害 の 概 況</th> </tr> <tr> <th>北緯</th> <th>東経</th> <th>金沢</th> <th>輪島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況	北緯	東経	金沢	輪島	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)							(新設)							<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害 1～3 (略)</p> <p>4 既往地震とその被害</p> <p>県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。 (※有感地震とは、計測震度が0.5以上のものである。)</p> <p>(1) 県内に被害をもたらした県内・外発生地震とその被害状況</p> <table border="1" data-bbox="1122 480 2007 1362"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日 (年 号)</th> <th colspan="2">震源地域又は名称</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th colspan="2">震 度</th> <th rowspan="2">被 害 の 概 況</th> </tr> <tr> <th>北緯</th> <th>東経</th> <th>金沢</th> <th>輪島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2023. 5. 5 (令和 5)</td> <td>能登半島沖地震 37. 3°</td> <td>137. 2°</td> <td>6. 5</td> <td>4</td> <td>5弱</td> <td>地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6. 5の地震があり、珠洲市で最大深度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱、を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5. 9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1, 384棟、非住家471棟など</td> </tr> <tr> <td>2024. 1. 1 (令和 5)</td> <td>石川県能登地方 37. 3°</td> <td>137. 2°</td> <td>7. 6</td> <td>5強</td> <td>7</td> <td>地震の概要：令和6年1月1日、16時06分、能登地方を震源とするマグニチュード5. 5の地震が発生、同日16時10分、能登地方を震源とするマグニチュード7. 6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大深度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度4以上を観測した。また、新潟で震度6弱、富山、福井で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。 被害状況：死者241人、負傷者1, 188人、住家被害76, 824棟、非住家12, 842棟など (※令和6年3月1日時点)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況	北緯	東経	金沢	輪島	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	2023. 5. 5 (令和 5)	能登半島沖地震 37. 3°	137. 2°	6. 5	4	5弱	地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6. 5の地震があり、珠洲市で最大深度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱、を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5. 9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1, 384棟、非住家471棟など	2024. 1. 1 (令和 5)	石川県能登地方 37. 3°	137. 2°	7. 6	5強	7	地震の概要：令和6年1月1日、16時06分、能登地方を震源とするマグニチュード5. 5の地震が発生、同日16時10分、能登地方を震源とするマグニチュード7. 6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大深度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度4以上を観測した。また、新潟で震度6弱、富山、福井で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。 被害状況：死者241人、負傷者1, 188人、住家被害76, 824棟、非住家12, 842棟など (※令和6年3月1日時点)	
発生年月日 (年 号)		震源地域又は名称			マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況																																																										
	北緯	東経	金沢	輪島																																																														
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
(新設)																																																																		
(新設)																																																																		
発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況																																																												
	北緯	東経		金沢	輪島																																																													
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
2023. 5. 5 (令和 5)	能登半島沖地震 37. 3°	137. 2°	6. 5	4	5弱	地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6. 5の地震があり、珠洲市で最大深度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱、を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5. 9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1, 384棟、非住家471棟など																																																												
2024. 1. 1 (令和 5)	石川県能登地方 37. 3°	137. 2°	7. 6	5強	7	地震の概要：令和6年1月1日、16時06分、能登地方を震源とするマグニチュード5. 5の地震が発生、同日16時10分、能登地方を震源とするマグニチュード7. 6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大深度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度4以上を観測した。また、新潟で震度6弱、富山、福井で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。 被害状況：死者241人、負傷者1, 188人、住家被害76, 824棟、非住家12, 842棟など (※令和6年3月1日時点)																																																												

現 行	修 正 案	備 考
(新設)	<p>(3) 令和6年能登半島地震の概要</p> <p><u>ア 地震の概況</u></p> <p><u>令和6年1月1日、16時06分、能登地方の北緯37度31分、東経137度15分、深さ12kmを震源とするマグニチュード(以下Mと記述)5.5の地震が発生、同日16時10分、能登地方の北緯37度30分、東経137度16分を震源とするM7.6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度5弱～4を観測した。また、石川県以外でも、新潟県で震度6弱、富山県、福井県で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。</u></p> <p><u>その後、同日16時12分にM5.7(最大震度6弱)の地震、16時18分にM6.1(最大震度5強)の地震、16時56分にM5.8(最大震度5強)の地震、18時8分にM5.8(最大震度5強)の地震を観測した。更に、2日17時13分にM4.6(最大震度5強)の地震、3日2時21分にM4.9(最大震度5強)の地震、10時54分にM5.6(最大震度5強)の地震、6日5時26分にM5.4(最大震度5強)の地震、23時20分にM4.3(最大震度6弱)の地震が起こった。</u></p> <p><u>イ 津波の状況</u></p> <p><u>気象庁はこの地震により、16時12分に石川県能登及び石川県加賀のほか、新潟県常上中下越、佐渡、富山に「津波警報」を発表して注意を喚起した。</u></p> <p><u>16時21分に輪島港で最大1.2m以上の津波を観測するとともに、19時9分には金沢で最大90cmの津波を観測した。</u></p> <p><u>16時22分に石川県能登の「津波警報」を「大津波警報」に切り替えるとともに、山形県、福井県、兵庫県北部の津波注意報を津波警報に切り替えた。20時30分に石川県能登の「大津波警報」を「津波警報」に切り替え、2日1時15分に石川県能登及び石川県加賀を含む各地の「津波警報」を「津波注意報」に切り替えた。10時00分に津波による被害の恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	<p><u>ウ 被害の概要</u></p> <p><u>令和6年能登半島地震による石川県内での被害について、令和6年3月1日時点で、人的被害は、死者241人、重傷者312人、軽傷者876人の合わせて1,429人であった。住家被害は、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水を合わせて76,824棟であり、非住家被害12,842棟を合わせると、建物被害は89,666棟であった。</u></p> <p><u>避難所については、県内19市町で開設され、ピーク時の4日には、371箇所の避難所に33,530人の被災者が避難した。</u></p> <p><u>また、地震発生当日の夜には、震度5弱以上の17市町に災害救助法が適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	

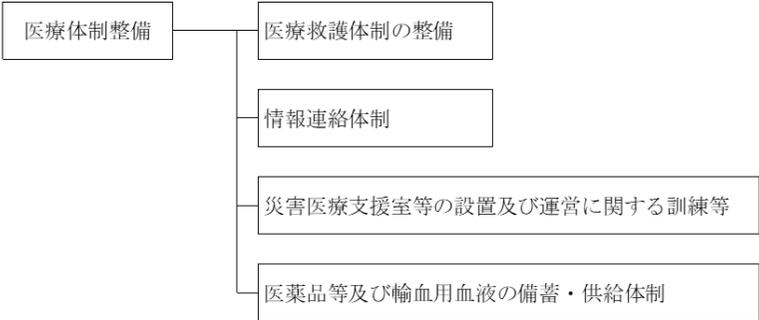
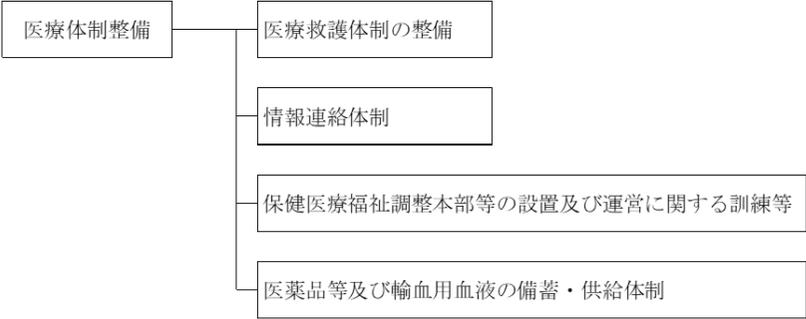
現 行	修 正 案	備 考																																
<p style="text-align: center;">第 2 章 地震災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認</li> <li>・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</li> </ul> </li> <li>○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</li> <li>○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">防災分野における連携に関する協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">石川県</td> <td>(一社) 日本損害保険協会北陸支部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">R5. 1. 23</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県損害保険代理業協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> </div> <p>3～4 (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	(一社) 石川県損害保険代理業協会	<p style="text-align: center;">第 2 章 地震災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認</li> <li>・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</li> </ul> </li> <li>○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</li> <li>○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">防災分野における連携に関する協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">石川県</td> <td>(一社) 日本損害保険協会北陸支部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">R5. 1. 23</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県損害保険代理業協会</td> </tr> </tbody> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">石川県</td> <td>全国共済農業協同組合連合会石川県本部</td> <td style="text-align: center;">R5. 9. 12</td> <td style="text-align: center;">076-240-5513</td> <td style="text-align: center;">076-240-5509</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> </div> <p>3～4 (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	(一社) 石川県損害保険代理業協会	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																														
石川県	(一社) 日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482																														
	(一社) 石川県損害保険代理業協会																																	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																														
石川県	(一社) 日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482																														
	(一社) 石川県損害保険代理業協会																																	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																														
石川県	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509																														

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節～第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。</u></p> <p><u>(3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節～第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>キ～セ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p>	<p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>ガス設備</u>、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>災害時におけるウォーターサーバー機器設置等の応急対策の協力に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1106 898 1989 963"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>砂山商事株式会社</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-251-3848</td> <td>076-252-9498</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～セ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498								

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察本部、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察本部、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、<u>事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略) <u>(新設)</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8) (略) 3～4 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第12節 (略)</p>	<p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略) <u>オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8) (略) 3～4 (略) <u>5 障害者に対する情報伝達等</u> <u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第12節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																	
<p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県 ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="165 865 999 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援室</td> <td>DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T活動支援室</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等</td> <td>災害医療支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域医療救護活動支援室</td> <td>地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点連絡会</td> <td>各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>医療救護班等連絡会</td> <td>医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p> <p>(2) 市町 ア～ウ (略)</p>	名 称	目 的	備 考	災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等		DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置	地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	<p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県 ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1137 865 1971 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療福祉調整本部</td> <td>保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T調整本部</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等</td> <td>保健医療福祉調整本部内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域保健医療福祉調整本部</td> <td>地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>災害拠点病院等に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p> <p>(2) 市町 ア～ウ (略)</p>	名 称	目 的	備 考	保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置	地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置	
名 称	目 的	備 考																																	
災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等																																		
DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置																																	
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
名 称	目 的	備 考																																	
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整																																		
DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置																																	
地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置																																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域医療救護活動支援室</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク（略）</p> <p>(3)～(7)（略）</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>災害医療支援室</u>、<u>DMA T 活動支援室</u>、<u>地域医療救護活動支援室</u>、<u>DMA T 活動拠点連絡会</u>、<u>医療救護班等連絡会相互の情報連絡体制</u>を整備しておく。</p> <p>イ 県は、<u>医療救護班間の情報共有ルール</u>を整備しておく。</p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>4 <u>災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>災害医療支援室</u>、<u>DMA T 活動支援室</u>、<u>地域医療救護活動支援室</u>、<u>DMA T 活動拠点連絡会及び医療救護班等連絡会</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5（略）</p> <p>第14～第17節（略）</p> <p>第18節 建築物等災害予防</p> <p>1～8（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第19節 公共施設災害予防</p> <p>1～9（略）</p>	<p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域保健医療福祉調整本部</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク（略）</p> <p>(3)～(7)（略）</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T 調整本部</u>、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T 活動拠点本部相互の情報連絡体制</u>を整備しておく。</p> <p>イ 県は、<u>DMA T</u>、<u>医療救護班間の情報共有ルール</u>を整備しておく。</p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>4 <u>保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T 調整本部</u>、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T 活動拠点本部</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5（略）</p> <p>第14～第17節（略）</p> <p>第18節 建築物等災害予防</p> <p>1～8（略）</p> <p><u>9 県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第19節 公共施設災害予防</p> <p>1～9（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>10 農地、農業用施設整備対策</p> <p>農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</p> <p>防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する</p> <p>11 (略)</p> <p>第20節 地盤災害予防</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 宅地造成地等災害予防</p> <p>県及び市町は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。</p> <p>(1) 宅地造成地域の規制</p> <p>宅地造成により、<u>がけ崩れ又は土砂の流失による災害の発生のおそれのある区域</u>に対して宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、<u>がけ崩れ又は土砂の流失の防止</u>を図る。</p> <p>また、<u>都市計画区域においては、都市計画法の開発許可制度の適用により、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。</u></p> <p>なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。</p>	<p>10 農地、農業用施設整備対策</p> <p>農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、<u>流域治水の取組と連携しつつ</u>、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</p> <p>防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。</p> <p>11 (略)</p> <p>第20節 地盤災害予防</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 宅地造成地等災害予防</p> <p>県及び市町は、宅地の造成や<u>盛土・切土等</u>に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。</p> <p>(1) 宅地造成地域等の規制</p> <p>宅地造成盛土等に伴う災害により、<u>人家等に被害を及ぼしうる区域</u>に対して、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき宅地造成等工事規制区域及び<u>特定盛土等規制区域</u>を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、<u>農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止</u>を図る。</p> <p>また、<u>都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。</u></p> <p>なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 指定区域内における措置等  宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。  また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9 (略)</p> <p>第21節 (略)</p>	<p>(2) 指定区域内における措置等  宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や<u>盛土・切土等</u>に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。  また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な盛土等の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。</p> <p><u>(3) 危険盛土等に対する措置</u>  <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u>  <u>なお、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>第21節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
<p style="text-align: center;"><b>第3章 地震災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア～イ</u> (略) <u>ウ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 898 1005 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ～オ</u> (略) <u>(新設)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434	<p style="text-align: center;"><b>第3章 地震災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>ア</u> 災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定 (本章第3節「災害情報の収集・伝達」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1131 663 2011 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ～ウ</u> (略) <u>エ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 898 2007 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>オ～カ</u> (略) <u>キ</u> 災害時における救護活動に関する協定 (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 1246 2007 1374"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 石川県柔道整復師会</td> <td>R 5. 10. 31</td> <td>076-233-2122</td> <td>076-233-2196</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会</td> <td rowspan="2">R 5. 10. 31</td> <td>076-259-6628</td> <td>076-259-6628</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県鍼灸師会</td> <td>076-259-0750</td> <td>076-259-0751</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196	石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628	(公社) 石川県鍼灸師会	076-259-0750	076-259-0751	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196																																																																		
石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628																																																																		
	(公社) 石川県鍼灸師会		076-259-0750	076-259-0751																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																						
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ～ス (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>セ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="120 743 1021 879"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td rowspan="2">H23. 5. 23</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県森林土木協会</td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ソ (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>タ～メ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258	石川県森林土木協会	076-240-8455	076-240-8451	<p><u>ク 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定</u> (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 272 2009 368"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会</td> <td>R 6. 1. 8</td> <td>076-286-3511</td> <td>076-286-2372</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ケ～チ (略)</u></p> <p><u>ツ 災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u> (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 531 2016 608"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>テ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1095 740 2000 911"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会 石川県森林土木協会</td> <td rowspan="2">H23. 5. 23</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県造園緑化建設協会</td> <td>R6. 1. 15</td> <td>076-269-1110</td> <td>076-269-1279</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ト (略)</u></p> <p><u>ナ 災害時の応援業務に関する協定</u> (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1099 1038 2004 1107"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタント協会北陸支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ニ～ワ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会 石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258			076-240-8455	076-240-8451	石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
	石川県森林土木協会		076-240-8455	076-240-8451																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
	(一社) 石川県建設業協会 石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
			076-240-8455	076-240-8451																																																																				
石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371																																																																				

現 行	修 正 案	備 考																																																														
<p><u>モ</u> 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 256 1032 320"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ヤ</u> (略) (7) ~ (8) (略) 10 ~ 11 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、連絡</p> <p>ア 県 (ア) ~ (イ) (略) (ウ) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p><u>ヲ</u> 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 268 2013 592"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6. 1. 4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県木造住宅協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社)全国木造建設事業協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ログハウス協会</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県建団連</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本モバイル建築協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ン</u> (略) (7) ~ (8) (略) 10 ~ 11 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、連絡</p> <p>ア 県 (ア) ~ (イ) (略) (ウ) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <table border="1" data-bbox="1099 1385 1984 1449"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																												
	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917																																																												
	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848																																																												
	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051																																																												
	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																												
	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																												
	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202																																																												
	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-																																																												
	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	(一社)石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-																																																												

現 行	修 正 案	備 考												
<p>(エ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="118 1273 1001 1385"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ～エ (略)</p>	所 属	連絡担当者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28	<p>(エ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p> <p><u>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。</u></p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1115 1279 1998 1391"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ～エ (略)</p>	所 属	連絡担当者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号	
所 属	連絡担当者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28												
所 属	連絡担当者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号												

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第9節 避難誘導等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第9節 避難誘導等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア～エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p><u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p>(略)</p>	
<p>カ～サ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>シ～セ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p>	<p>カ～サ (略)</p> <p><u>シ 性的マイノリティへの配慮</u></p> <p><u>男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>ス～ソ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 災害医療及び救急医療 災害医療の開始から救急医療までのフロー</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 災害医療支援室の設置</p> <p>(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、<u>災害医療支援室</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。</p>	<p>第11節 災害医療及び救急医療 災害医療の開始から救急医療までのフロー</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>保健医療福祉調整本部</u>の設置</p> <p>(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ DMATの派遣</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、必要に応じて、<u>災害医療支援室の下にDMAT活動支援室</u>を設置する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点（災害拠点病院・<u>SCU</u>等）ごとにDMAT活動拠点<u>連絡会</u>を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア) <u>災害医療支援室</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</p> <p>(イ) <u>災害医療支援室</u>は、地域<u>医療救護活動支援室</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本歯科医師会</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域<u>医療救護活動支援室</u>を設置し、<u>災害医療支援室</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) 県は、必要に応じて、<u>医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ DMATの業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ DMATの派遣</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、必要に応じて、<u>保健医療福祉調整本部の下にDMAT調整本部</u>を設置する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点（災害拠点病院等）ごとにDMAT活動拠点<u>本部</u>を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</p> <p>(イ) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、地域<u>保健医療福祉調整本部</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、<u>保健医療福祉調整本部</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有できる体制を構築する。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ DMATの業務内容</p> <p><u>(ア) 保健医療福祉調整本部やDMAT活動拠点本部等での活動（本部活動）</u></p>	



現 行	修 正 案	備 考										
<p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、<u>地域医療救護活動支援室</u>は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12（略）</p> <p>第12節 健康管理活動 1～3（略）</p> <p>4 健康管理活動 (1)～(2)（略） (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域医療救護活動支援室内</u>に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は<u>医療救護班等連絡会</u>に集約する。</p> <p>第13節～第18節（略）</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1～4（略）</p> <p>5 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7)（略） (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づく石川県内における応援連絡体制（平成21年4月1日）」 <u>（新設）</u></p>	<p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、<u>保健医療福祉調整本部</u>等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12（略）</p> <p>第12節 健康管理活動 1～3（略）</p> <p>4 健康管理活動 (1)～(2)（略） (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域保健医療福祉調整本部</u>内に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を<u>集約</u>する。</p> <p>第13節～第18節（略）</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1～4（略）</p> <p>5 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7)（略） (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づく石川県内における応援連絡体制（平成21年4月1日）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」</p> <table border="1" data-bbox="1128 1377 2033 1453"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827								

現 行	修 正 案	備 考																																		
<p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>① (略)</p> <p>②災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="107 667 1014 738"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。</p> <p>(ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施</p> <p>(イ) 緊急海上輸送の支援</p> <p>また、必要に応じて協定により (一社) 石川県建設業協会等の協力を得る。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	<p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>① (略)</p> <p>②災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1111 667 2018 762"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(一社)石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県造園緑化建設協会</td> <td>R 6.1.15</td> <td>076-269-1110</td> <td>076-269-1279</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (略)</p> <p><u>④災害時の応援業務に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 863 2018 935"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタント協会北陸支部</td> <td>R 6.1.1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。</p> <p>(ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施</p> <p>(イ) 緊急海上輸送の支援</p> <p>また、必要に応じて協定により (一社) 石川県建設業協会等の協力を得る。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	(一社)石川県造園緑化建設協会	R 6.1.15	076-269-1110	076-269-1279	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																
	(一社)石川県造園緑化建設協会	R 6.1.15	076-269-1110	076-269-1279																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371																																

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) (略)</p>	<p>③災害時の応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1093 217 1995 288"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部</td> <td>R 6.1.1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371								

現 行		修 正 案				備 考				
(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定		(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定								
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX						
	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240		
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082		
	株ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	株ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609		
	マザー寝具リース株	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	マザー寝具リース株	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688		
	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152		
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267		
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963		
	株マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	株マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555		
	株鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	株鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093		
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151		
	株どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	株どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254		
	DCMカーマ株	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	DCMカーマ株	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525		
	株大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	株大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277		
	株いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	株いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166		
	株ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	株ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056		
	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353		
	株安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	株安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266		
	株中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	株中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953		
	ダイヤモンド商事株	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	ダイヤモンド商事株	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346		
	株角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	株角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399		
	アルビス株	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	アルビス株	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520		
	株ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213	株ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213		
	株ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	株ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944		
	北陸コカ・コーラボトリング株	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	北陸コカ・コーラボトリング株	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990		
	株平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	株平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118		
	ユニー株	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	ユニー株	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519		
	株PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	株PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652		
	株クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	株クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114		
	株コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	株コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902		
株示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	株マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491			
ゲンキー株	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	ゲンキー株	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241			
イオンリテール株	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	イオンリテール株	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083			
マックスバリュ北陸株	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	マックスバリュ北陸株	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030			
株セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	株セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330			
コストコホールセールジャパン株	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	コストコホールセールジャパン株	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580			
株パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	株パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689			
大塚製薬株名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	大塚製薬株京滋北陸支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403			
				レック株	R 5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190			
(略)				(略)						

現 行	修 正 案	備 考
<p>4～5（略）</p> <p>第24節～第27節（略）</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援</p> <p>1（略）</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第29節（略）</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）～（4）（略）</p>	<p>4～5（略）</p> <p>第24節～第27節（略）</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援</p> <p>1（略）</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場</u>を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有するものとする</u>。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動環境</u>について配慮する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第29節（略）</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）～（4）（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																				
<p>(5) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="136 331 1043 395"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)ブレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31節～第32節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p>(5) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1111 320 2018 643"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">石川県</td> <td>(一社)ブレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6. 1. 4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県木造住宅協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社)全国木造建設事業協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ログハウス協会</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県建団連</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本モバイル建築協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31節～第32節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917																																																		
	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848																																																		
	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051																																																		
	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																		
	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																		
	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202																																																		
	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-																																																		
(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																			

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、  平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）</u>などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3～10（略）</p> <p>第6節～第7節（略）</p> <p>第5章（略）</p>	<p>3～10（略）</p> <p>第6節～第7節（略）</p> <p>第5章（略）</p>	

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 津波災害対策編  (令和<u>5</u>年修正)</p>	<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 津波災害対策編  (令和<u>6</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、<u>一般社団法人石川県建設業協会</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	

現 行		修 正 案	備 考																								
<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>		<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td> <p>近畿中国森林管理局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>森林治水による災害予防に関すること。</u></li> <li>・ <u>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</u></li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</u></li> </ul> <p>(新設)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	指定地方行政機関	<p>近畿中国森林管理局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>森林治水による災害予防に関すること。</u></li> <li>・ <u>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</u></li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</u></li> </ul> <p>(新設)</p>	(略)	(略)	指定地方公共機関	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td> <p>近畿中国森林管理局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</u></li> <li>・ <u>国有林野内における保安林整備に関すること。</u></li> <li>・ <u>国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</u></li> <li>・ <u>手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td> <p>一般社団法人 石川県建設業協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における応急対策工事に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	指定地方行政機関	<p>近畿中国森林管理局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</u></li> <li>・ <u>国有林野内における保安林整備に関すること。</u></li> <li>・ <u>国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</u></li> <li>・ <u>手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u></li> </ul>	(略)	(略)	指定地方公共機関	<p>一般社団法人 石川県建設業協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における応急対策工事に関すること。</u></li> </ul>	(略)	(略)	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																										
(略)	(略)																										
指定地方行政機関	<p>近畿中国森林管理局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>森林治水による災害予防に関すること。</u></li> <li>・ <u>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</u></li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</u></li> </ul> <p>(新設)</p>																										
(略)	(略)																										
指定地方公共機関	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>																										
(略)	(略)																										
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																										
(略)	(略)																										
指定地方行政機関	<p>近畿中国森林管理局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</u></li> <li>・ <u>国有林野内における保安林整備に関すること。</u></li> <li>・ <u>国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</u></li> <li>・ <u>手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</u></li> <li>・ <u>災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u></li> </ul>																										
(略)	(略)																										
指定地方公共機関	<p>一般社団法人 石川県建設業協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における応急対策工事に関すること。</u></li> </ul>																										
(略)	(略)																										

現 行	修 正 案	備 考																					
<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害 1～2 (略)</p> <p>3 石川県及びその周辺での津波の発生状況 過去の文献調査による県内に津波被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※は文献一覧を参照)</p> <table border="1" data-bbox="94 373 999 572"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>波源域 (推定地震規模)</th> <th>主な記述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～24 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第5節 (略)</p>	年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害 1～2 (略)</p> <p>3 石川県及びその周辺での津波の発生状況 過去の文献調査による県内に津波被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※は文献一覧を参照)</p> <table border="1" data-bbox="1090 368 1995 1197"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>波源域 (推定地震規模)</th> <th>主な記述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2023.5.5 令和5年5月5日</td> <td>能登半島沖 (M6.5)</td> <td>※25：珠洲市長橋で4cm、輪島港(港湾局)で10cmの津波を観測した。</td> </tr> <tr> <td>2024.1.1 令和6年1月1日</td> <td>石川県能登地方 (M7.6)</td> <td>※26：金沢観測点(港湾局)で80cm、酒田観測点(気象庁)で0.8mなど、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。 表8-2に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7.6)発生後に欠測となった、津波観測点付近(輪島港及び珠洲市長橋)では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。 石川県 珠洲市飯田港 4.3m 浸水高 石川県 珠洲市鶴飼漁港 2.7m 浸水高 石川県 珠洲市見附公園 2.9m 浸水高 石川県 能登町恋路海岸 1.7m 遡上高 石川県 能登町松波漁港 3.1m 浸水高 石川県 能登町内浦総合運動公園 4.0m 浸水高 石川県 能登町白丸 4.7m 浸水高 石川県 能登町九十九湾 2.2m 浸水高 石川県 能登町宇出津港 1.3m 浸水高 石川県 七尾市鶴浦漁港 1.8m 浸水高 石川県 七尾市下佐々波漁港 2.4m 遡上高 石川県 輪島市舳倉島漁港 2.9m 浸水高</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～24 (略) ※25 <u>令和5年5月 地震・火山月報(防災編)/気象庁(2023.5)</u> ※26 <u>令和6年能登半島地震の評価/地震調査研究推進本部 地震調査委員会(2024.2.9)</u></p> <p>第5節 (略)</p>	年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述	(略)	(略)	(略)	2023.5.5 令和5年5月5日	能登半島沖 (M6.5)	※25：珠洲市長橋で4cm、輪島港(港湾局)で10cmの津波を観測した。	2024.1.1 令和6年1月1日	石川県能登地方 (M7.6)	※26：金沢観測点(港湾局)で80cm、酒田観測点(気象庁)で0.8mなど、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。 表8-2に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7.6)発生後に欠測となった、津波観測点付近(輪島港及び珠洲市長橋)では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。 石川県 珠洲市飯田港 4.3m 浸水高 石川県 珠洲市鶴飼漁港 2.7m 浸水高 石川県 珠洲市見附公園 2.9m 浸水高 石川県 能登町恋路海岸 1.7m 遡上高 石川県 能登町松波漁港 3.1m 浸水高 石川県 能登町内浦総合運動公園 4.0m 浸水高 石川県 能登町白丸 4.7m 浸水高 石川県 能登町九十九湾 2.2m 浸水高 石川県 能登町宇出津港 1.3m 浸水高 石川県 七尾市鶴浦漁港 1.8m 浸水高 石川県 七尾市下佐々波漁港 2.4m 遡上高 石川県 輪島市舳倉島漁港 2.9m 浸水高	
年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述																					
(略)	(略)	(略)																					
(新設)	(新設)	(新設)																					
年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述																					
(略)	(略)	(略)																					
2023.5.5 令和5年5月5日	能登半島沖 (M6.5)	※25：珠洲市長橋で4cm、輪島港(港湾局)で10cmの津波を観測した。																					
2024.1.1 令和6年1月1日	石川県能登地方 (M7.6)	※26：金沢観測点(港湾局)で80cm、酒田観測点(気象庁)で0.8mなど、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。 表8-2に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7.6)発生後に欠測となった、津波観測点付近(輪島港及び珠洲市長橋)では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。 石川県 珠洲市飯田港 4.3m 浸水高 石川県 珠洲市鶴飼漁港 2.7m 浸水高 石川県 珠洲市見附公園 2.9m 浸水高 石川県 能登町恋路海岸 1.7m 遡上高 石川県 能登町松波漁港 3.1m 浸水高 石川県 能登町内浦総合運動公園 4.0m 浸水高 石川県 能登町白丸 4.7m 浸水高 石川県 能登町九十九湾 2.2m 浸水高 石川県 能登町宇出津港 1.3m 浸水高 石川県 七尾市鶴浦漁港 1.8m 浸水高 石川県 七尾市下佐々波漁港 2.4m 遡上高 石川県 輪島市舳倉島漁港 2.9m 浸水高																					

## 第 2 章 津波災害予防計画

### 第 1 節 (略)

### 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置

#### 1 (略)

#### 2 県民のとるべき措置

平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平常時の心得	(略)				
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。				
	・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認				
	・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法				
	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。				
○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。					
防災分野における連携に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社) 日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	
	(一社) 石川県損害保険代理業協会				
(新設)					
(略)					

地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

津波発生時の心得	一 般 用				
	(略)				
	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。				
(略)					

3～4 (略)

## 第 2 章 津波災害予防計画

### 第 1 節 (略)

### 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置

#### 1 (略)

#### 2 県民のとるべき措置

平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平常時の心得	(略)				
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。				
	・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認				
	・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法				
	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。				
○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。					
防災分野における連携に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社) 日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	
	(一社) 石川県損害保険代理業協会				
協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509	
(略)					

地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

津波発生時の心得	一 般 用				
	(略)				
	○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山</u> <u>噴火</u> 等による津波の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。				
(略)					

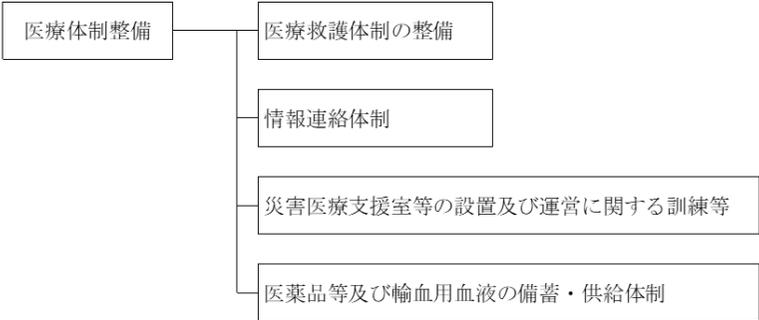
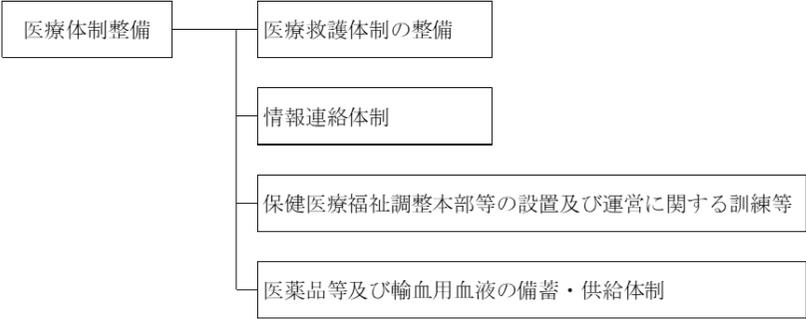
3～4 (略)

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節～第9節（略）</p>	<p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、<u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。</u></p> <p><u>(3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節～第9節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>キ～セ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>ガス設備</u>、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>災害時におけるウォーターサーバー機器設置等の応急対策の協力に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1106 970 1989 1038"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>砂山商事株式会社</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-251-3848</td> <td>076-252-9498</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～セ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>エ (略)</p>	<p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>オ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(新設)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第12節 (略)</p>	<p><u>カ 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>5 障害者に対する情報伝達等</u> <u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第12節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																	
<p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="165 865 999 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援室</td> <td>DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T活動支援室</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等</td> <td>災害医療支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域医療救護活動支援室</td> <td>地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点連絡会</td> <td>各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>医療救護班等連絡会</td> <td>医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p>	名 称	目 的	備 考	災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等		DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置	地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	<p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1137 865 1971 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療福祉調整本部</td> <td>保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T調整本部</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等</td> <td>保健医療福祉調整本部内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域保健医療福祉調整本部</td> <td>地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>災害拠点病院等に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p>	名 称	目 的	備 考	保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置	地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置	
名 称	目 的	備 考																																	
災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等																																		
DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置																																	
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
名 称	目 的	備 考																																	
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整																																		
DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置																																	
地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置																																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 市町 ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域医療救護活動支援室</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>災害医療支援室</u>、<u>DMA T活動支援室</u>、<u>地域医療救護活動支援室</u>、<u>DMA T活動拠点連絡会</u>、<u>医療救護班等連絡会</u>相互の情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>イ 県は、<u>医療救護班間の情報共有ルール</u>を整備しておく。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 <u>災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>災害医療支援室</u>、<u>DMA T活動支援室</u>、<u>地域医療救護活動支援室</u>、<u>DMA T活動拠点連絡会</u>及び<u>医療救護班等連絡会</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5 (略)</p> <p>第14～第17節 (略)</p> <p>第18節 建築物等災害予防 1～6 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第19節 公共施設災害予防 1～9 (略)</p>	<p>(2) 市町 ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域保健医療福祉調整本部</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T調整本部</u>、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T活動拠点本部</u>相互の情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>イ 県は、<u>DMA T</u>、<u>医療救護班間の情報共有ルール</u>を整備しておく。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 <u>保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T調整本部</u>、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T活動拠点本部</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5 (略)</p> <p>第14～第17節 (略)</p> <p>第18節 建築物等災害予防 1～6 (略)</p> <p>7 県及び市町は、<u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第19節 公共施設災害予防 1～9 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>10 農地、農業用施設整備対策</p> <p>農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</p> <p>11 (略)</p> <p>第20節 (略)</p>	<p>10 農地、農業用施設整備対策</p> <p>農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、<u>流域治水の取組と連携しつつ</u>、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</p> <p>11 (略)</p> <p>第20節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
<p style="text-align: center;"><b>第3章 津波災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア～イ</u> (略) <u>ウ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 898 1005 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3. 11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ～オ</u> (略) <u>(新設)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3. 11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434	<p style="text-align: center;"><b>第3章 津波災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>ア</u> 災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定 (本章第3節「災害情報の収集・伝達」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1131 663 2011 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ～ウ</u> (略) <u>エ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 898 2011 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3. 11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>オ～カ</u> (略) <u>キ</u> 災害時における救護活動に関する協定 (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 1246 2011 1374"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 石川県柔道整復師会</td> <td>R 5. 10. 31</td> <td>076-233-2122</td> <td>076-233-2196</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会</td> <td rowspan="2">R 5. 10. 31</td> <td>076-259-6628</td> <td>076-259-6628</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県鍼灸師会</td> <td>076-259-0750</td> <td>076-259-0751</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3. 11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196	石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628	(公社) 石川県鍼灸師会	076-259-0750	076-259-0751	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3. 11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3. 11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196																																																																		
石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628																																																																		
	(公社) 石川県鍼灸師会		076-259-0750	076-259-0751																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																						
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ～ス (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>セ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="120 743 1021 879"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td rowspan="2">H23. 5. 23</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県森林土木協会</td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ソ (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>タ～メ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258	石川県森林土木協会	076-240-8455	076-240-8451	<p><u>ク 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定</u> (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 272 2009 368"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会</td> <td>R 6. 1. 8</td> <td>076-286-3511</td> <td>076-286-2372</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ケ～チ (略)</u></p> <p><u>ツ 災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u> (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 531 2018 608"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>テ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1095 740 2002 911"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会 石川県森林土木協会</td> <td rowspan="2">H23. 5. 23</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県造園緑化建設協会</td> <td>R6. 1. 15</td> <td>076-269-1110</td> <td>076-269-1279</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ト (略)</u></p> <p><u>ナ 災害時の応援業務に関する協定</u> (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1099 1038 2007 1107"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタント協会北陸支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ニ～ワ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会 石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258			076-240-8455	076-240-8451	石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
	石川県森林土木協会		076-240-8455	076-240-8451																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
	(一社) 石川県建設業協会 石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258																																																																				
			076-240-8455	076-240-8451																																																																				
石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279																																																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																				
石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371																																																																				

現 行	修 正 案	備 考																																																				
<p><b>モ</b> 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 252 1030 320"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>ヤ</b> (略)</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>10 ~ 11 (略)</p> <p>第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 津波災害発生直前の対策</p> <p>(1) 安全な避難誘導</p> <p>市町は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>また、市町は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>6 ~ 7 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p><b>ユ</b> 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 252 2011 576"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6. 1. 4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県木造住宅協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社)全国木造建設事業協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ログハウス協会</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県建団連</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本モバイル建築協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>ン</b> (略)</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>10 ~ 11 (略)</p> <p>第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 津波災害発生直前の対策</p> <p>(1) 安全な避難誘導</p> <p>市町は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>また、市町は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>6 ~ 7 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917																																																		
	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848																																																		
	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051																																																		
	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																		
	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																		
	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202																																																		
	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-																																																		
	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																		

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、連絡 ア (ア) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) (略) イ～ウ (略) (2)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保 1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p> <p>2 通信手段の利用方法等 (1)～(2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、連絡 ア 県 (ア) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <table border="1" data-bbox="1099 635 1982 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略) イ～ウ (略) (2)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保 1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 <u>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。</u></p> <p>2 通信手段の利用方法等 (1)～(2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社)石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-								

現 行	修 正 案	備 考												
<p>災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 (略)</p> <table border="1" data-bbox="118 486 1001 598"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連 絡 担 当 者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28	<p>災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1115 491 1998 603"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連 絡 担 当 者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。</u></p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号	
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28												
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号												

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ（略） オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ（略） オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p><u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p>（略）</p>	
<p>カ～サ（略） <u>（新設）</u></p> <p>シ～セ（略） （2）（略） 8～10（略）</p> <p>第10節（略）</p>	<p>カ～サ（略） <u>シ 性的マイノリティへの配慮</u> <u>男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>ス～ソ（略） （2）（略） 8～10（略）</p> <p>第10節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 災害医療及び救急医療 災害医療の開始から救急医療までのフロー</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>災害医療支援室の設置</u></p> <p>(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、<u>災害医療支援室</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。</p>	<p>第11節 災害医療及び救急医療 災害医療の開始から救急医療までのフロー</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>保健医療福祉調整本部の設置</u></p> <p>(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ DMATの派遣</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、必要に応じて、<u>災害医療支援室の下にDMAT活動支援室</u>を設置する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点(災害拠点病院・SCU等)ごとにDMAT活動拠点<u>連絡会</u>を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア) <u>災害医療支援室</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</p> <p>(イ) <u>災害医療支援室</u>は、地域<u>医療救護活動支援室</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域<u>医療救護活動支援室</u>を設置し、<u>災害医療支援室</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) 県は、必要に応じて、<u>医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ DMATの業務内容</p>	<p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ DMATの派遣</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、必要に応じて、<u>保健医療福祉調整本部の下にDMAT調整本部</u>を設置する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点(災害拠点病院等)ごとにDMAT活動拠点<u>本部</u>を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</p> <p>(イ) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、地域<u>保健医療福祉調整本部</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、<u>保健医療福祉調整本部</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) <u>地域保健医療福祉調整本部は、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有できる体制を構築する。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ DMATの業務内容</p>	



現 行	修 正 案	備 考										
<p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、<u>SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室</u>は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12（略）</p> <p>第12節 健康管理活動 1～3（略）</p> <p>4 健康管理活動 (1)～(2)（略） (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域医療救護活動支援室</u>内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は<u>医療救護班等連絡会に集約する</u>。</p> <p>第13節～第18節（略）</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1～4（略）</p> <p>5 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7)（略） (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 <u>（新設）</u></p>	<p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、<u>SCUを設置するものとし、保健医療福祉調整本部等</u>は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12（略）</p> <p>第12節 健康管理活動 1～3（略）</p> <p>4 健康管理活動 (1)～(2)（略） (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域保健医療福祉調整本部</u>内に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を<u>集約する</u>。</p> <p>第13節～第18節（略）</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1～4（略）</p> <p>5 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7)（略） (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 ○「<u>災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）</u>」</p> <table border="1" data-bbox="1128 1378 2033 1453"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827								

現 行	修 正 案	備 考																																		
<p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>① (略)</p> <p>②災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="107 630 1014 699"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。</p> <p>(ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施</p> <p>(イ) 緊急海上輸送の支援</p> <p>また、必要に応じて協定により (一社) 石川県建設業協会等の協力を得る。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	<p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>① (略)</p> <p>②災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1111 630 2018 722"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(一社)石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県造園緑化建設協会</td> <td>R 6.1.15</td> <td>076-269-1110</td> <td>076-269-1279</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (略)</p> <p><u>④災害時の応援業務に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 863 2018 932"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタント協会北陸支部</td> <td>R 6.1.1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。</p> <p>(ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施</p> <p>(イ) 緊急海上輸送の支援</p> <p>また、必要に応じて協定により (一社) 石川県建設業協会等の協力を得る。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	(一社)石川県造園緑化建設協会	R 6.1.15	076-269-1110	076-269-1279	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																
	(一社)石川県造園緑化建設協会	R 6.1.15	076-269-1110	076-269-1279																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371																																

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) (略)</p>	<p>③災害時の応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1093 217 1995 288"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部</td> <td>R 6.1.1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371								

現 行		修 正 案				備 考				
(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定		(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定								
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX						
	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240		
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082		
	株ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	株ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609		
	マザー寝具リース株	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	マザー寝具リース株	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688		
	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152		
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267		
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963		
	株マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	株マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555		
	株鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	株鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093		
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151		
	株どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	株どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254		
	DCMカーマ株	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	DCMカーマ株	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525		
	株大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	株大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277		
	株いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	株いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166		
	株ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	株ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056		
	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353		
	株安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	株安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266		
	株中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	株中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953		
	ダイヤモンド商事株	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	ダイヤモンド商事株	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346		
	株角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	株角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399		
	アルビス株	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	アルビス株	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520		
	株ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213	株ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213		
	株ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	株ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944		
	北陸コカ・コーラボトリング株	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	北陸コカ・コーラボトリング株	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990		
	株平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	株平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118		
	ユニー株	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	ユニー株	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519		
	株PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	株PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652		
	株クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	株クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114		
	株コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	株コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902		
株示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	株マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491			
ゲンキー株	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	ゲンキー株	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241			
イオンリテール株	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	イオンリテール株	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083			
マックスバリュ北陸株	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	マックスバリュ北陸株	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030			
株セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	株セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330			
コストコホールセールジャパン株	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	コストコホールセールジャパン株	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580			
株パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	株パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689			
大塚製薬株名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	大塚製薬株京滋北陸支店金沢出張所 レック株	H28. 3. 25 R 5. 10. 6	080-2060-2461 03-3527-2150	076-263-0403 03-3527-2190			
(略)				(略)						

現 行	修 正 案	備 考
<p>4～5（略）</p> <p>第24節～第27節（略）</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援</p> <p>1（略）</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>生活環境</u>について配慮する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第29節（略）</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）～（4）（略）</p>	<p>4～5（略）</p> <p>第24節～第27節（略）</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援</p> <p>1（略）</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u>また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動環境</u>について配慮する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第29節（略）</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）～（4）（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																				
<p>(5) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="136 331 1043 395"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7.3.24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31節～第32節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p>(5) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1111 320 2018 643"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7.3.24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6.1.4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県木造住宅協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社)全国木造建設事業協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ログハウス協会</td> <td>R 6.2.16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県建団連</td> <td>R 6.2.16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本モバイル建築協会</td> <td>R 6.2.29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6.2.29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31節～第32節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6.1.4	011-885-6000	011-886-3917	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6.1.18	026-221-9997	026-221-4848	(一社)石川県木造住宅協会	R 6.1.18	076-240-4081	076-240-4051	(一社)全国木造建設事業協会	R 6.1.18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社)日本ログハウス協会	R 6.2.16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社)石川県建団連	R 6.2.16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社)日本モバイル建築協会	R 6.2.29	050-1807-2426	-	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6.2.29	03-5114-3018	03-5114-3020	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6.1.4	011-885-6000	011-886-3917																																																		
	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6.1.18	026-221-9997	026-221-4848																																																		
	(一社)石川県木造住宅協会	R 6.1.18	076-240-4081	076-240-4051																																																		
	(一社)全国木造建設事業協会	R 6.1.18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																		
	(一社)日本ログハウス協会	R 6.2.16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																		
	(一社)石川県建団連	R 6.2.16	090-2032-5121	076-255-1202																																																		
	(一社)日本モバイル建築協会	R 6.2.29	050-1807-2426	-																																																		
(一社)日本木造住宅産業協会	R 6.2.29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																			

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画編</p> <p>第 1 節～第 3 節（略）</p> <p>第 4 節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>1 1 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画編</p> <p>第 1 節～第 3 節（略）</p> <p>第 4 節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～10（略）</p> <p>1 1 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3～10（略）</p> <p>第6節～第7節（略）</p> <p>第5章（略）</p>	<p>3～10（略）</p> <p>第6節～第7節（略）</p> <p>第5章（略）</p>	

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画                      一般災害対策編                      (令和<u>5</u>年修正)</p>	<p>石川県地域防災計画                      一般災害対策編                      (令和<u>6</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、<u>一般社団法人石川県建設業協会</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	

現 行			修 正 案			備 考
機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
(略)		(略)	(略)		(略)	
指定 地方 行政 機関	近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林治水による災害予防に関すること。</li> <li>・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</li> </ul> (新設)  (新設) (新設)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における木材(国有林)の供給に関すること。</li> </ul> (新設)	指定 地方 行政 機関	近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</li> <li>・国有林野内における保安林整備に関すること。</li> <li>・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</li> <li>・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</li> <li>・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</li> </ul>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
指定 地方 公共 機関	(新設)	(新設)	指定 地方 公共 機関	一般社団法人 石川県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における応急対策工事に関すること。</li> </ul>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>第5節 本県の特質と既往の災害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気候</p> <p>(1) 春</p> <p>冬の西高東低の気圧配置は2月の終わり頃から次第に崩れ始め、北西の季節風も弱まり気温は上昇しやすくなりやがて春を迎える。</p> <p>春は低気圧と高気圧が交互に本州付近を通過する為、天候は周期的に変化し、次第に晴れの日が多くなる。4月中旬までは高気圧が本州付近を覆うと、晴れて夜間の放射冷却によって気温が下がり、「晩霜」が降りる。また、低気圧が発達しながら日本海を進むと、「フェーン現象」で気温が急上昇し寒暖の変動が大きい時期でもある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>			<p>第5節 本県の特質と既往の災害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気候</p> <p>(1) 春</p> <p>冬の西高東低の気圧配置は2月の終わり頃から次第に崩れ始め、北西の季節風も弱まり気温は上昇しやすくなりやがて春を迎える。</p> <p>春は低気圧と高気圧が交互に本州付近を通過する為、天候は周期的に変化し、次第に晴れの日が多くなる。主に4月までは高気圧が本州付近を覆うと、晴れて夜間の放射冷却によって気温が下がり、「晩霜」が降りる。また、低気圧が発達しながら日本海を進むと、「フェーン現象」で気温が急上昇し寒暖の変動が大きい時期でもある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>			

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>4 (略)</p> <p>5 過去に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された風水害等</p> <table border="1" data-bbox="109 277 1001 932"> <thead> <tr> <th>年月日（西暦）</th> <th>災害の種類</th> <th>概 要</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4(2022)年 8月4日～9月1日</td> <td>大 雨</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。</li> <li>各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm</li> <li>被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊25、 床上浸水103、床下浸水1254など 被害総額 1, 210, 647万円</li> <li>8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、(能美郡)川北町</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年月日（西暦）	災害の種類	概 要	(略)	(略)	(略)	令和4(2022)年 8月4日～9月1日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。</li> <li>各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm</li> <li>被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊25、 床上浸水103、床下浸水1254など 被害総額 1, 210, 647万円</li> <li>8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、(能美郡)川北町</li> </ul>	(新設)			<p>4 (略)</p> <p>5 過去に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された風水害等</p> <table border="1" data-bbox="1099 277 1991 1305"> <thead> <tr> <th>年月日（西暦）</th> <th>災害の種類</th> <th>概 要</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4(2022)年 8月4日～9月1日</td> <td>大 雨</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。</li> <li>各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm</li> <li>被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊23、 床上浸水112、床下浸水1,211など 被害総額 1, 241, 745万円</li> <li>8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、(能美郡)川北町</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和5(2023)年 7月12日～13日</td> <td>大 雨</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月12日から13日にかけて北陸地方を南下した梅雨前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って流れ込んだ暖かく湿った空気の影響により、大気の状態が非常に不安定となった。</li> <li>このため石川県では、各地で激しい雨や非常に激しい雨が降り、また一時的に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。県内では、津幡町を中心に土砂災害、浸水害、洪水害（津幡川等）が発生した。</li> <li>各地の合計雨量 12日から13日： かほく206.5mm、白山白峰126.0mm、 加賀中津原124.5mm、宝達清水116.5mm、 医王山83.5mm、金沢73.0mm、小松123.0mm</li> <li>被害状況：全壊6、半壊90、一部損壊22、 床上浸水39、床下浸水335など</li> <li>8月8日、津幡町に災害救助法適用</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	年月日（西暦）	災害の種類	概 要	(略)	(略)	(略)	令和4(2022)年 8月4日～9月1日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。</li> <li>各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm</li> <li>被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊23、 床上浸水112、床下浸水1,211など 被害総額 1, 241, 745万円</li> <li>8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、(能美郡)川北町</li> </ul>	令和5(2023)年 7月12日～13日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月12日から13日にかけて北陸地方を南下した梅雨前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って流れ込んだ暖かく湿った空気の影響により、大気の状態が非常に不安定となった。</li> <li>このため石川県では、各地で激しい雨や非常に激しい雨が降り、また一時的に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。県内では、津幡町を中心に土砂災害、浸水害、洪水害（津幡川等）が発生した。</li> <li>各地の合計雨量 12日から13日： かほく206.5mm、白山白峰126.0mm、 加賀中津原124.5mm、宝達清水116.5mm、 医王山83.5mm、金沢73.0mm、小松123.0mm</li> <li>被害状況：全壊6、半壊90、一部損壊22、 床上浸水39、床下浸水335など</li> <li>8月8日、津幡町に災害救助法適用</li> </ul>	
年月日（西暦）	災害の種類	概 要																								
(略)	(略)	(略)																								
令和4(2022)年 8月4日～9月1日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。</li> <li>各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm</li> <li>被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊25、 床上浸水103、床下浸水1254など 被害総額 1, 210, 647万円</li> <li>8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、(能美郡)川北町</li> </ul>																								
(新設)																										
年月日（西暦）	災害の種類	概 要																								
(略)	(略)	(略)																								
令和4(2022)年 8月4日～9月1日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。</li> <li>各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm</li> <li>被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊23、 床上浸水112、床下浸水1,211など 被害総額 1, 241, 745万円</li> <li>8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、(能美郡)川北町</li> </ul>																								
令和5(2023)年 7月12日～13日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月12日から13日にかけて北陸地方を南下した梅雨前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って流れ込んだ暖かく湿った空気の影響により、大気の状態が非常に不安定となった。</li> <li>このため石川県では、各地で激しい雨や非常に激しい雨が降り、また一時的に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。県内では、津幡町を中心に土砂災害、浸水害、洪水害（津幡川等）が発生した。</li> <li>各地の合計雨量 12日から13日： かほく206.5mm、白山白峰126.0mm、 加賀中津原124.5mm、宝達清水116.5mm、 医王山83.5mm、金沢73.0mm、小松123.0mm</li> <li>被害状況：全壊6、半壊90、一部損壊22、 床上浸水39、床下浸水335など</li> <li>8月8日、津幡町に災害救助法適用</li> </ul>																								

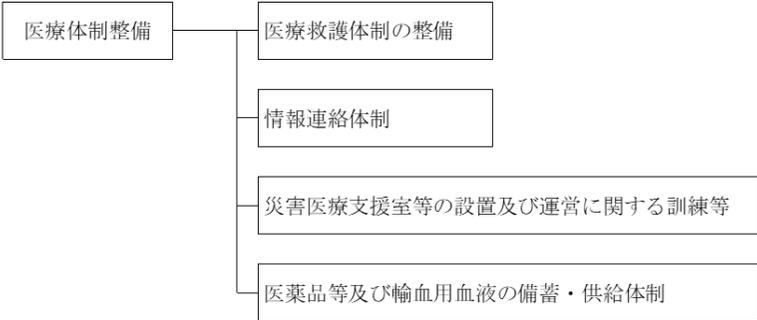
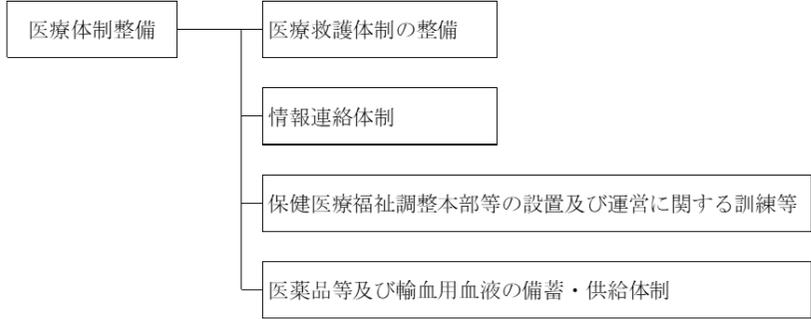
現 行	修 正 案	備 考																																
<p style="text-align: center;">第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認</li> <li>・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</li> </ul> <p>○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</p> <p>○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。</p> <p style="text-align: center;">防災分野における連携に関する協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">R5. 1. 23</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> </div> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	(一社)石川県損害保険代理業協会	<p style="text-align: center;">第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認</li> <li>・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</li> </ul> <p>○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</p> <p>○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。</p> <p style="text-align: center;">防災分野における連携に関する協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">R5. 1. 23</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">076-221-0482</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td> </tr> </tbody> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">石川県</td> <td>全国共済農業協同組合連合会石川県本部</td> <td style="text-align: center;">R5. 9. 12</td> <td style="text-align: center;">076-240-5513</td> <td style="text-align: center;">076-240-5509</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> </div> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	(一社)石川県損害保険代理業協会	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																														
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482																														
	(一社)石川県損害保険代理業協会																																	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																														
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482																														
	(一社)石川県損害保険代理業協会																																	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																														
石川県	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509																														

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節～第11節（略）</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1（略）</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。</u></p> <p><u>(3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節～第11節（略）</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定避難所 ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>キ～セ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第13節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p>	<p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定避難所 ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>ガス設備</u>、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時におけるウォーターサーバー機器設置等の応急対策の協力に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1104 898 1989 963"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>砂山商事株式会社</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-251-3848</td> <td>076-252-9498</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～セ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第13節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498								

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>オ (略)</p> <p><u>カ 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(6) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略) <u>(新設)</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(7) (略) 3～4 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第14節 (略)</p>	<p>(6) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略) <u>オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(7) (略) 3～4 (略) <u>5 障害者に対する情報伝達等</u> <u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第14節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																	
<p>第15節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR     A[医療体制整備] --- B[医療救護体制の整備]     A --- C[情報連絡体制]     A --- D[災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等]     A --- E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制] </pre> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="165 865 999 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援室</td> <td>DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T活動支援室</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等</td> <td>災害医療支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域医療救護活動支援室</td> <td>地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点連絡会</td> <td>各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>医療救護班等連絡会</td> <td>医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p>	名 称	目 的	備 考	災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等		DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置	地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	<p>第15節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR     A[医療体制整備] --- B[医療救護体制の整備]     A --- C[情報連絡体制]     A --- D[保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等]     A --- E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制] </pre> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1137 865 1971 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療福祉調整本部</td> <td>保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T調整本部</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等</td> <td>保健医療福祉調整本部内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域保健医療福祉調整本部</td> <td>地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>災害拠点病院等に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p>	名 称	目 的	備 考	保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置	地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置	
名 称	目 的	備 考																																	
災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等																																		
DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置																																	
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
名 称	目 的	備 考																																	
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整																																		
DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置																																	
地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置																																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 市町 ア～ウ エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域医療救護活動支援室</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(3) ～ (7) 略</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>災害医療支援室</u>、<u>DMA T活動支援室</u>、<u>地域医療救護活動支援室</u>、<u>DMA T活動拠点連絡会</u>、<u>医療救護班等連絡会</u>相互の情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>イ 県は、<u>医療救護班間の情報共有ルール</u>を整備しておく。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4 <u>災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>災害医療支援室</u>、<u>DMA T活動支援室</u>、<u>地域医療救護活動支援室</u>、<u>DMA T活動拠点連絡会</u>及び<u>医療救護班等連絡会</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5 (略)</p> <p>第16節～第17節 (略)</p>	<p>(2) 市町 ア～ウ エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域保健医療福祉調整本部</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(3) ～ (7) 略</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T調整本部</u>、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T活動拠点本部</u>相互の情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>イ 県は、<u>DMA T</u>、<u>医療救護班間の情報共有ルール</u>を整備しておく。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4 <u>保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T調整本部</u>、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、<u>DMA T活動拠点本部</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>5 (略)</p> <p>第16節～第17節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第18節～第22節（略）</p> <p>第23節 建築物等災害予防 1～4（略） <u>（新設）</u></p> <p>第24節 公共施設災害予防 1～7（略） 8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する</p> <p>9（略）</p> <p>第25節 地盤災害予防 1～7（略） 8 宅地造成地等災害予防 県及び市町は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。 （1）宅地造成地域の規制 宅地造成により、<u>がけ崩れ又は土砂の流失による災害の発生のおそれのある区域</u>に対して宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、<u>がけ崩れ又は土砂の流失の防止</u>を図る。</p>	<p>第18節～22節（略）</p> <p>第23節 建築物等災害予防 1～4（略） 5 <u>県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第24節 公共施設災害予防 1～7（略） 8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、<u>流域治水の取組と連携しつつ</u>、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。 防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。</p> <p>9（略）</p> <p>第25節 地盤災害予防 1～7（略） 8 宅地造成地等災害予防 県及び市町は、宅地の<u>造成や盛土・切土等</u>に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。 （1）宅地造成地域等の規制 宅地造成盛土等に伴う災害により、<u>人家等に被害を及ぼしうる区域</u>に対して、宅地造成<u>及び特定盛土等</u>規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成等工事規制区域<u>及び特定盛土等規制区域</u>を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、<u>盛土等に伴う災害の防止</u>を図る。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>また、<u>都市計画区域においては、都市計画法の開発許可制度の適用により、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。</u></p> <p>(2) 指定区域内における措置等 宅地造成工事規制<u>指定区域内における宅地造成に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。</u></p> <p>また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第26節～第27節 (略)</p>	<p>また、都市計画法の開発許可制度も<u>宅地造成及び特定盛土等規制法のみならず許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。</u></p> <p>(2) 指定区域内における措置等 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や<u>盛土・切土等に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。</u></p> <p>また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な盛土等の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。</p> <p>(3) 危険盛土等に対する措置 <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u></p> <p><u>なお、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</u></p> <p>第26節～第27節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の 応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア～イ</u> (略) <u>ウ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 898 1005 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ～オ</u> (略) <u>(新設)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の 応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>ア</u> 災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定 (本章第6節「災害情報の収集・伝達」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1131 663 2011 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ～ウ</u> (略) <u>エ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 898 2007 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>オ～カ</u> (略) <u>キ</u> 災害時における救護活動に関する協定 (本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 1246 2007 1374"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 石川県柔道整復師会</td> <td>R 5. 10. 31</td> <td>076-233-2122</td> <td>076-233-2196</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会</td> <td rowspan="2">R 5. 10. 31</td> <td>076-259-6628</td> <td>076-259-6628</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県鍼灸師会</td> <td>076-259-0750</td> <td>076-259-0751</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196	石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628	(公社) 石川県鍼灸師会	076-259-0750	076-259-0751	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196																																																																		
石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628																																																																		
	(公社) 石川県鍼灸師会		076-259-0750	076-259-0751																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ～ス (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>セ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="120 743 1021 879"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td rowspan="2">H23. 5. 23</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県森林土木協会</td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ソ (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>タ～メ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258	石川県森林土木協会	076-240-8455	076-240-8451	<p><u>ク 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定</u> (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 272 2007 368"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会</td> <td>R 6. 1. 8</td> <td>076-286-3511</td> <td>076-286-2372</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ケ～チ (略)</u></p> <p><u>ツ 災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u> (本章第 21 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1113 512 2018 592"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>テ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 735 2011 903"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td rowspan="2">H25. 4. 1</td> <td rowspan="2">076-242-1161</td> <td rowspan="2">076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>石川県森林土木協会</td> <td>H23. 5. 23</td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県造園緑化建設協会</td> <td>R6. 1. 15</td> <td>076-269-1110</td> <td>076-269-1279</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ト (略)</u></p> <p><u>ナ 災害時の応援業務に関する協定</u> (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1102 1038 2007 1110"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 建設コンサルタントツ協会北陸支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ニ～ワ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会		石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-240-8455	076-240-8451	石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 建設コンサルタントツ協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																		
	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258																																																																		
	石川県森林土木協会		076-240-8455	076-240-8451																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																		
	(一社) 石川県建設業協会																																																																					
	石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-240-8455	076-240-8451																																																																		
石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(一社) 建設コンサルタントツ協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																																																				
<p>モ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 252 1032 320"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヤ (略) (7) ~ (8) (略) 10 ~ 11 (略)</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 1 ~ 4 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p>ヲ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 252 2013 571"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6. 1. 4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県木造住宅協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社)全国木造建設事業協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ログハウス協会</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県建団連</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本モバイル建築協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table> <p>ン (略) (7) ~ (8) (略) 10 ~ 11 (略)</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 1 ~ 4 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917																																																		
	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848																																																		
	(一社)石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051																																																		
	(一社)全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																		
	(一社)日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																		
	(一社)石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202																																																		
	(一社)日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-																																																		
	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																		

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

5 水位情報の通知及び周知  
 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。

河川名	区	域	発 表 者	
大聖寺川	加賀市別所町	加賀山中大橋	海まで	大聖寺土木事務所長
新堀川 (柴山湯)	加賀市中島町	動橋川合流点	加賀市伊吹町 源平橋まで	"
動橋川	加賀市横北町	柳橋	柴山湯合流点まで	"
前川	小松市今江町	木場湯からの流出点	梯川合流点まで	南加賀土木総合事務所長
八丁川	能美市佐野町	得橋用水山端水門	梯川合流点まで	"
鍋谷川	能美市和気町	鍋谷川橋	梯川合流点まで	"
犀川	金沢市大桑町	浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長
安原川	白山市横江町	J R北陸本線 鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	"
伏見川	金沢市窪2丁目	窪大橋	犀川合流点まで	"
高橋川	白山市鶴来古町	平等寺川合流点	伏見川合流点まで	県央土木総合事務所長
大野川	金沢市湊1丁目	金沢港防潮水門	金沢港大橋まで	"
浅野川	金沢市田上本町	浅野川放水路	大野川合流点まで	"
河北湯	かほく市内日角	宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで	津幡土木事務所長
金腐川	金沢市東長江町	大滝橋700m上流	河北湯合流点まで	県央土木総合事務所長
森下川	金沢市車町	車橋	河北湯合流点まで	"
津幡川	河北郡津幡町杉瀬	材木川合流点	河北湯(東部水路)合流点まで	津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気	塚越橋80m上流	河北湯(東部水路)合流点まで	"
羽咋川	羽咋市東釜屋町	邑知湯からの流出点	海まで	羽咋土木事務所長
子浦川	羽咋郡宝達志水町散田	向瀬川合流点	羽咋川合流点まで	"
米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山	湯戸橋	海まで	"
御蔵川	七尾市国分町	笠師川合流点260m上流	海(放水路)まで	中能登土木総合事務所長
二宮川	鹿島郡中能登町二宮	桜川合流点680m上流	海まで	"
熊木川	七尾市中島町北免田	免田橋	海まで	"
八ヶ川	輪島市門前町山辺	山辺橋60m上流	海まで	奥能登土木総合事務所長
河原田川	輪島市東中尾町	粉川橋	海まで	"
町野川	鳳珠郡能登町五十里	新世紀橋	海まで	"
小又川	鳳珠郡穴水町平野	平野橋110m上流	海まで	"
若山川	珠洲市若山町向	定祐橋	海まで	珠洲土木事務所長

(2) (略)

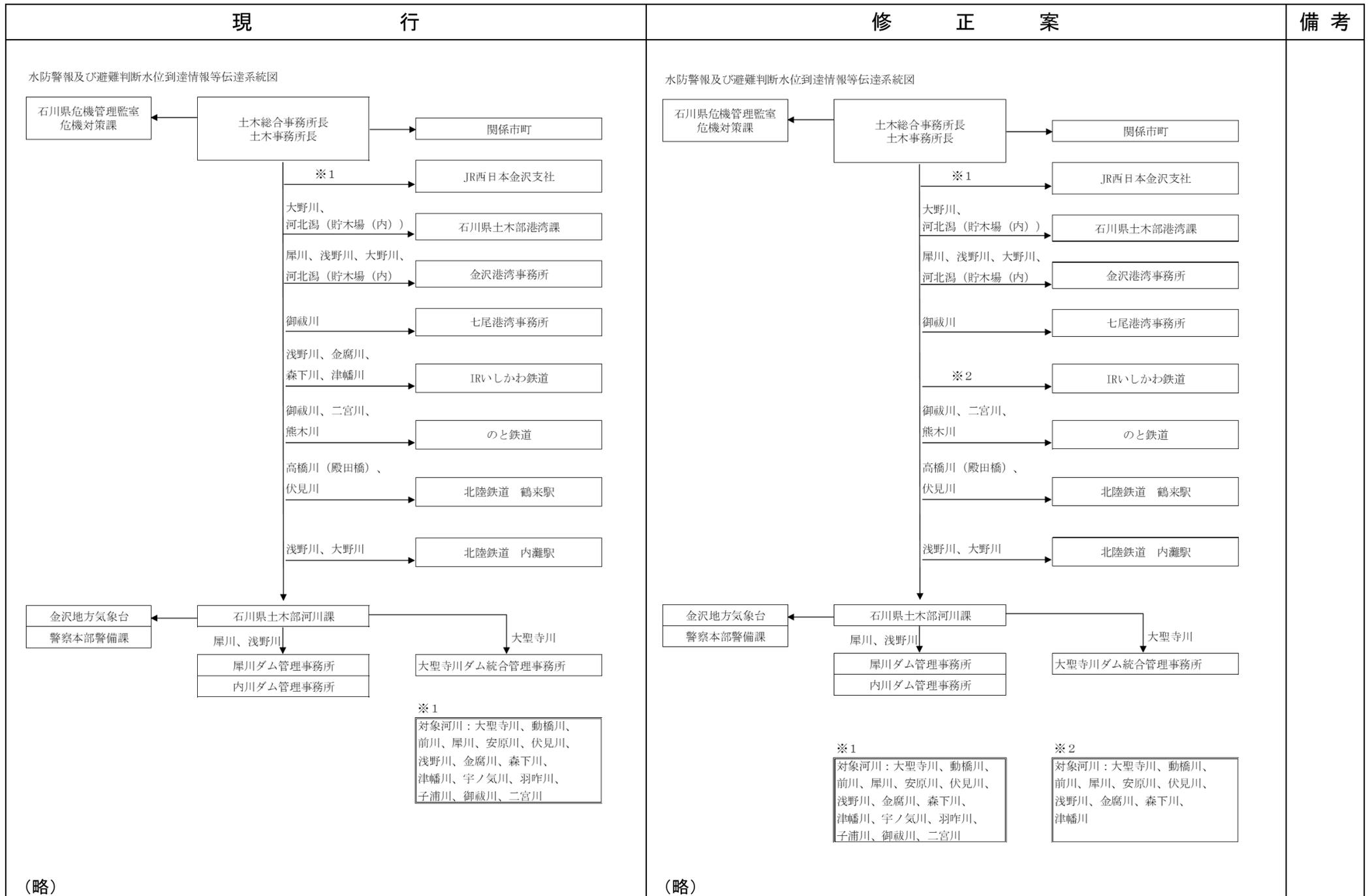
5 水位情報の通知及び周知  
 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。

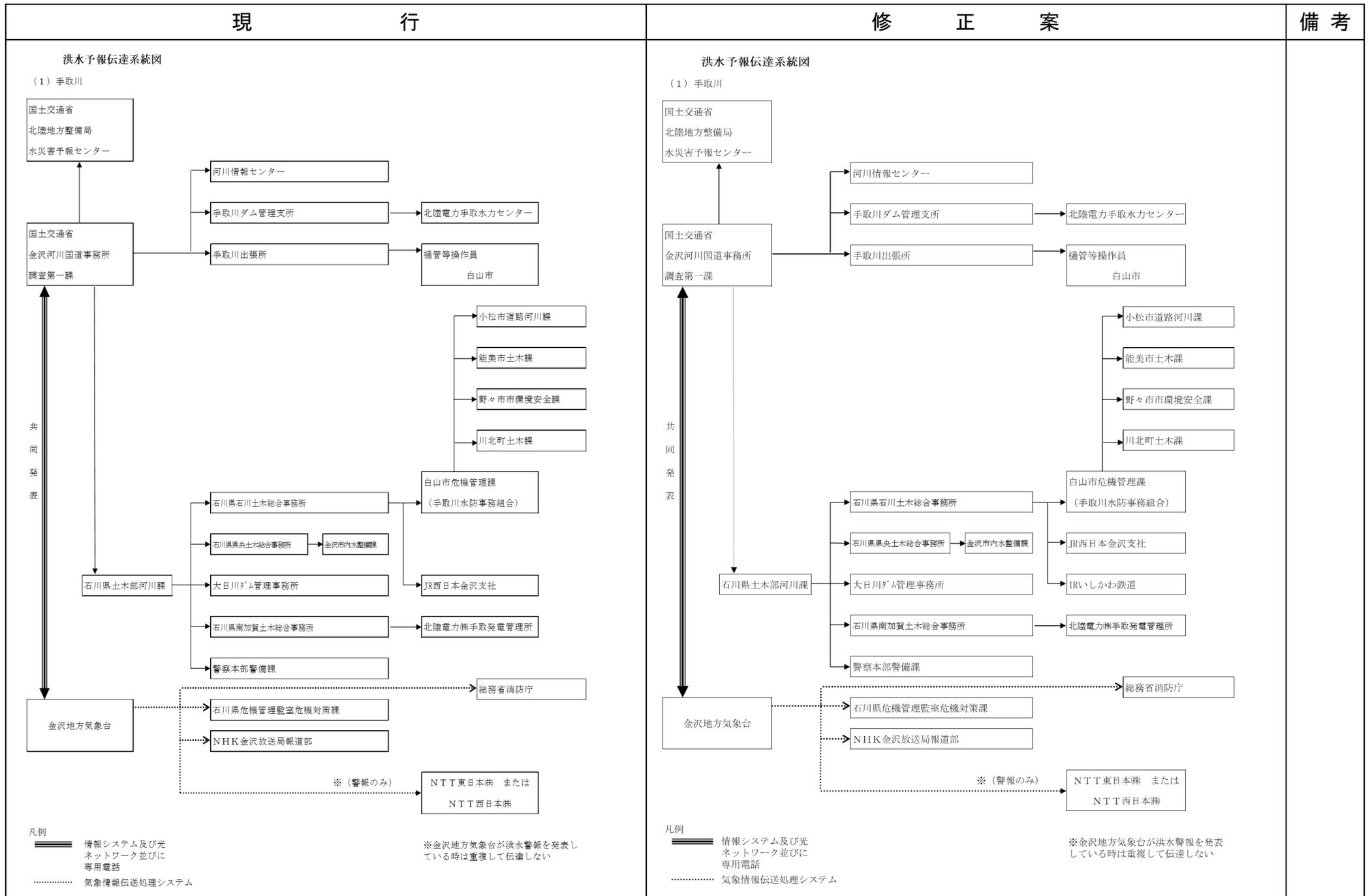
河川名	区	域	発 表 者	
大聖寺川	加賀市別所町	加賀山中大橋	海まで	大聖寺土木事務所長
新堀川 (柴山湯)	加賀市中島町	動橋川合流点	加賀市伊吹町 源平橋まで	"
動橋川	加賀市横北町	柳橋	柴山湯合流点まで	"
前川	小松市今江町	木場湯からの流出点	梯川合流点まで	南加賀土木総合事務所長
八丁川	能美市佐野町	得橋用水山端水門	梯川合流点まで	"
鍋谷川	能美市和気町	鍋谷川橋	梯川合流点まで	"
犀川	金沢市大桑町	浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長
安原川	白山市横江町	I Rいしかわ鉄道線 鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	"
伏見川	金沢市窪2丁目	窪大橋	犀川合流点まで	"
高橋川	白山市鶴来古町	平等寺川合流点	伏見川合流点まで	県央土木総合事務所長
大野川	金沢市湊1丁目	金沢港防潮水門	金沢港大橋まで	"
浅野川	金沢市田上本町	浅野川放水路	大野川合流点まで	"
河北湯	かほく市内日角	宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで	津幡土木事務所長
金腐川	金沢市東長江町	大滝橋700m上流	河北湯合流点まで	県央土木総合事務所長
森下川	金沢市車町	車橋	河北湯合流点まで	"
津幡川	河北郡津幡町杉瀬	材木川合流点	河北湯(東部水路)合流点まで	津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気	塚越橋80m上流	河北湯(東部水路)合流点まで	"
羽咋川	羽咋市東釜屋町	邑知湯からの流出点	海まで	羽咋土木事務所長
子浦川	羽咋郡宝達志水町散田	向瀬川合流点	羽咋川合流点まで	"
米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山	湯戸橋	海まで	"
御蔵川	七尾市国分町	笠師川合流点260m上流	海(放水路)まで	中能登土木総合事務所長
二宮川	鹿島郡中能登町二宮	桜川合流点680m上流	海まで	"
熊木川	七尾市中島町北免田	免田橋	海まで	"
八ヶ川	輪島市門前町山辺	山辺橋60m上流	海まで	奥能登土木総合事務所長
河原田川	輪島市東中尾町	粉川橋	海まで	"
町野川	鳳珠郡能登町五十里	新世紀橋	海まで	"
小又川	鳳珠郡穴水町平野	平野橋110m上流	海まで	"
若山川	珠洲市若山町向	定祐橋	海まで	珠洲土木事務所長

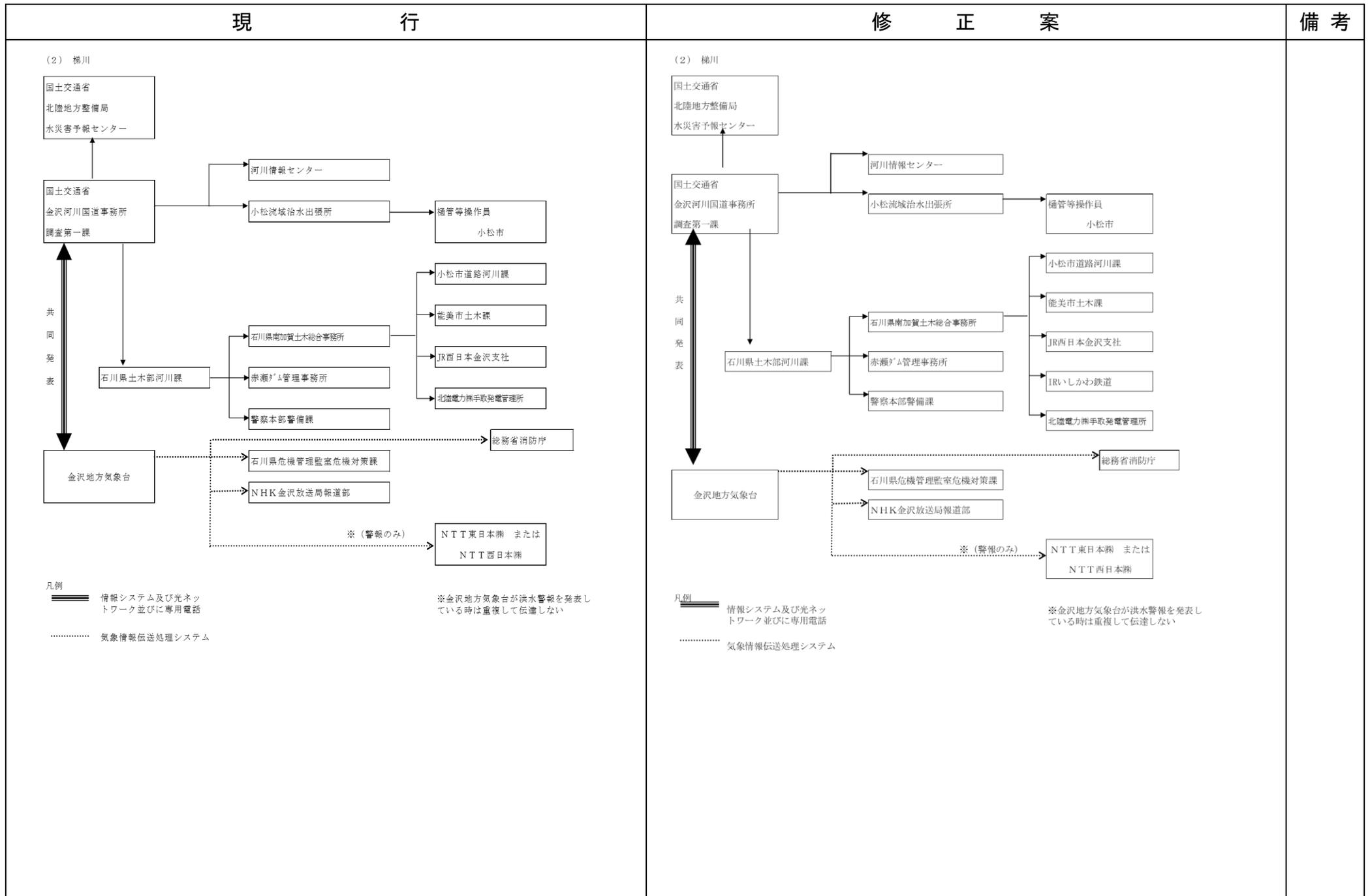
(2) (略)

現 行	修 正 案	備 考
<p>6～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>手取川水防警報伝達系統図</p>	<p>6～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>手取川水防警報伝達系統図</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>梯川水防警報伝達系統図</p>	<p>梯川水防警報伝達系統図</p>	







現 行	修 正 案	備 考										
<p>5～11 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>5～11 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1099 671 1984 740"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p> <p><u>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。</u></p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社)石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-								

現 行	修 正 案	備 考												
<p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="118 635 1001 746"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p>	所 属	連絡担当者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28	<p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1115 641 1998 753"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、</u>防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、<u>無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。</u>必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p>	所 属	連絡担当者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号	
所 属	連絡担当者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28												
所 属	連絡担当者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号												

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節～第11節（略）</p> <p>第12節 避難誘導等 1～7（略）</p> <p>8 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（略）</p> <p>カ～サ（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>シ～セ</u>（略） （2）（略） 9～11（略）</p> <p>第13節（略）</p>	<p>第9節～第11節（略）</p> <p>第12節 避難誘導等 1～7（略）</p> <p>8 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p><u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>カ～サ（略） <u>シ 性的マイノリティへの配慮</u> <u>男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>ス～ソ</u>（略） （2）（略） 9～11（略）</p> <p>第13節（略）</p>	



現 行	修 正 案	備 考
<p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ DMATの派遣</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、必要に応じて、<u>災害医療支援室の下にDMAT活動支援室</u>を設置する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点(災害拠点病院・SCU等)ごとにDMAT活動拠点<u>連絡会</u>を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア) <u>災害医療支援室</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</p> <p>(イ) <u>災害医療支援室</u>は、<u>地域医療救護活動支援室</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本歯科医師会</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、<u>地域医療救護活動支援室</u>を設置し、<u>災害医療支援室</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) 県は、必要に応じて、<u>医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ DMATの業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ DMATの派遣</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 県は、必要に応じて、<u>保健医療福祉調整本部の下にDMAT調整本部</u>を設置する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点(災害拠点病院等)ごとにDMAT活動拠点<u>本部</u>を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</p> <p>(イ) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>を設置し、<u>保健医療福祉調整本部</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) <u>地域保健医療福祉調整本部は、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有できる体制を構築する。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ DMATの業務内容</p> <p><u>(ア) 保健医療福祉調整本部やDMAT活動拠点本部等での活動(本部活動)</u></p>	



現 行	修 正 案	備 考										
<p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、<u>SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室</u>は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第8節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第11節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12（略）</p> <p>第15節 健康管理活動 1～3（略）</p> <p>4 健康管理活動 (1)～(2)（略） (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域医療救護活動支援室</u>内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は<u>医療救護班等連絡会に集約する</u>。</p> <p>第16節～第20節（略）</p> <p>第21節 ライフライン施設の応急対策 1～4（略）</p> <p>5 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7)（略） (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 <u>（新設）</u></p>	<p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、<u>SCUを設置するものとし、保健医療福祉調整本部等</u>は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第8節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第11節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12（略）</p> <p>第15節 健康管理活動 1～3（略）</p> <p>4 健康管理活動 (1)～(2)（略） (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域保健医療福祉調整本部</u>内に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。</p> <p>第16節～第20節（略）</p> <p>第21節 ライフライン施設の応急対策 1～4（略）</p> <p>5 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7)（略） (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 <u>○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 1378 2033 1453"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827								

現 行	修 正 案	備 考																																		
<p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="134 635 1039 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>施設の管理者及び海上保安部等は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 水防上危険であると思われる個所の水防活動の実施</p> <p>また、必要に応じて協定により協力を得る。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	<p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 635 2020 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(一社)石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県造園緑化建設協会</td> <td>R 6.1.15</td> <td>076-269-1110</td> <td>076-269-1279</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 災害時の応援業務に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 858 2020 927"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部</td> <td>R 6.1.1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p>(オ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>施設の管理者及び海上保安部等は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 水防上危険であると思われる個所の水防活動の実施</p> <p>また、必要に応じて協定により協力を得る。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	(一社)石川県造園緑化建設協会	R 6.1.15	076-269-1110	076-269-1279	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																
	(一社)石川県造園緑化建設協会	R 6.1.15	076-269-1110	076-269-1279																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																
石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6.1.1	025-282-3370	025-282-3371																																

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(新設)</p> <p>(工) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第23節～第24節 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p>	<p>(ウ) 災害時の応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1106 225 2011 293"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p>(工) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第23節～第24節 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371								

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>3 生活必需品等の確保  (1) (略)  (2) 情報の提供  県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。  生活必需品の確保に関する協定</p>	<p>3 生活必需品等の確保  (1) (略)  (2) 情報の提供  県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。  生活必需品の確保に関する協定</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="33">石川 県</td><td>(協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>(一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>(株)ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>マザー寝具リース(株)</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-248-2171</td><td>076-248-9102</td></tr> <tr><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-256-3166</td><td>076-256-3166</td></tr> <tr><td>石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td>(株)マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>(株)鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>(株)どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>D CMカーマ(株)</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td>(株)大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>(株)いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>(株)ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>(有)スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>(株)安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>(株)中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>ダイヤモンド商事(株)</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>(株)角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>アルビス(株)</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7658</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td>(株)ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>北陸コカ・コーラボトリング(株)</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>(株)平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>ユニー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>(株)PLANT</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>(株)クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>(株)コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>(株)示野薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-253-9595</td><td>076-253-9598</td></tr> <tr><td>ゲンキー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>イオンリテール(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td>マックスバリュ北陸(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td>(株)セブン-イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3734</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td>コストホールセールジャパン(株)</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8555</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td>(株)パローホルディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td>大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-223-2366</td><td>076-263-0403</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	D CMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	(株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	(株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	(株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="33">石川 県</td><td>(協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>(一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>(株)ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>マザー寝具リース(株)</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-246-1178</td><td>076-246-1152</td></tr> <tr><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-283-0267</td><td>076-283-6267</td></tr> <tr><td>石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td>(株)マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>(株)鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>(株)どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>D CMカーマ(株)</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td>(株)大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>(株)いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>(株)ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>(有)スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>(株)安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>(株)中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>ダイヤモンド商事(株)</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>(株)角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>アルビス(株)</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7622</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td>(株)ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>北陸コカ・コーラボトリング(株)</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>(株)平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>ユニー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>(株)PLANT</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>(株)クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>(株)コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>(株)マツモトキヨシ甲信越販売</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-229-8490</td><td>076-229-8491</td></tr> <tr><td>ゲンキー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>イオンリテール(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td>マックスバリュ北陸(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td>(株)セブン-イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3672</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td>コストホールセールジャパン(株)</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8590</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td>(株)パローホルディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td>大塚製薬(株)京滋北陸支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>080-2060-2461</td><td>076-263-0403</td></tr> <tr><td>レック(株)</td><td>R 5. 10. 6</td><td>03-3527-2150</td><td>03-3527-2190</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	D CMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	(株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	(株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	(株)マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330	コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580	(株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	大塚製薬(株)京滋北陸支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403	レック(株)	R 5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
石川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	D CMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
石川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	D CMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	(株)マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大塚製薬(株)京滋北陸支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
レック(株)	R 5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

現 行	修 正 案	備 考
<p>(略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第26節～第29節 (略)</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>生活環境</u>について配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第31節 (略)</p> <p>第32節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第26節～第29節 (略)</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u>また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動環境</u>について配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第31節 (略)</p> <p>第32節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																				
<p>(4) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="138 331 1043 395"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)ブレハブ建築協会</td> <td>H 7.3.24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第33節～第36節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p>(4) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 322 2020 641"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">石川県</td> <td>(一社)ブレハブ建築協会</td> <td>H 7.3.24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6.1.4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県木造住宅協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社)全国木造建設事業協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ログハウス協会</td> <td>R 6.2.16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県建団連</td> <td>R 6.2.16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本モバイル建築協会</td> <td>R 6.2.29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6.2.29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第33節～第36節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6.1.4	011-885-6000	011-886-3917	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6.1.18	026-221-9997	026-221-4848	(一社)石川県木造住宅協会	R 6.1.18	076-240-4081	076-240-4051	(一社)全国木造建設事業協会	R 6.1.18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社)日本ログハウス協会	R 6.2.16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社)石川県建団連	R 6.2.16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社)日本モバイル建築協会	R 6.2.29	050-1807-2426	-	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6.2.29	03-5114-3018	03-5114-3020	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																		
石川県	(一社)ブレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																		
	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6.1.4	011-885-6000	011-886-3917																																																		
	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6.1.18	026-221-9997	026-221-4848																																																		
	(一社)石川県木造住宅協会	R 6.1.18	076-240-4081	076-240-4051																																																		
	(一社)全国木造建設事業協会	R 6.1.18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																		
	(一社)日本ログハウス協会	R 6.2.16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																		
	(一社)石川県建団連	R 6.2.16	090-2032-5121	076-255-1202																																																		
	(一社)日本モバイル建築協会	R 6.2.29	050-1807-2426	-																																																		
(一社)日本木造住宅産業協会	R 6.2.29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																			

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="91 177 349 244">3～10（略） 第6節～第7節（略）</p> <p data-bbox="472 360 651 395">第5章（略）</p>	<p data-bbox="1072 177 1330 244">3～10（略） 第6節～第7節（略）</p> <p data-bbox="1453 360 1632 395">第5章（略）</p>	

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 雪害対策編  (令和<u>5</u>年修正)</p>	<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 雪害対策編  (令和<u>6</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、<u>一般社団法人石川県建設業協会</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	

現 行			修 正 案			備 考
機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
(略)		(略)	(略)		(略)	
指定 地方 行政 機関	近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害時における応急用食料の調達・供給に関すること。</li> <li>・森林治水による雪害予防に関すること。</li> <li>・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</li> </ul> (新設) (新設) (新設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害時における木材(国有林)の供給に関すること。</li> <li>・国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。</li> </ul> (新設)	指定 地方 行政 機関	近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること</li> <li>・国有林野内における保安林整備に関すること。</li> <li>・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。</li> <li>・雪害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。</li> <li>・国有林野内における雪崩防止等の保全管理に関すること。の</li> <li>・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</li> </ul>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
指定 地方 公共 機関	(新設)	(新設)	指定 地方 公共 機関	一般社団法人 石川県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における応急対策工事に関すること。</li> </ul>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>第4節 本県の特質と既往の雪害</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 既往の主な雪害とその被害</p> <p>県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」がある。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>			<p>第4節 本県の特質と既往の雪害</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 既往の主な雪害とその被害</p> <p>県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」、「令和5年大雪」、「令和5年12月大雪」がある。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>			

現 行	修 正 案	備 考																											
<p>(9) 令和5年大雪（令和4年12月～2月：2023年）</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>12月18日から19日にかけて、北陸地方の上空約1500mに氷点下9.0℃以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。このため、県内では能登を中心に大雪となり、19日には珠洲市、穴水町、能登町に大雪警報が発表された。19日の最深積雪は、珠洲で44cm、輪島で30cmを観測した。樹木等への着雪により雪の重みで樹木が倒れ、電線を切断するなど停電が発生した。また、倒れた樹木が道路をふさいで孤立集落が発生した。</p> <p>12月23日から25日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下39度以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では大雪となり、23日には金沢市を対象に「顕著な大雪に関する気象情報」が発表された。</p> <p>1月24日から26日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下42度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では、冷え込みが厳しく、25日の最低気温は、金沢で氷点下5.1度、輪島市三井では氷点下8.1度を観測した。水道管の凍結や破裂が相次ぎ、各地で断水が発生した。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 被害の状況【資料：危機対策課調べ】</p> <table border="1" data-bbox="165 935 400 1034"> <tr> <td>人</td> <td>死者</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重傷者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>的</td> <td>軽傷者</td> <td>6名</td> </tr> </table> <p>死者の内訳：除雪作業中（2名）</p> <p>エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】</p> <p>(ア) 対策組織</p> <p>県：災害対策本部（12/22～12/28）</p> <p>市町：災害対策本部（3市1町）</p> <p>輪島市（12/20～12/24、1/27～1/30）、羽咋市（1/27～1/29）、かほく市（1/27～2/2）、宝達志水町（1/26～1/30）</p> <p>雪害対策本部</p> <p>金沢市（12/23～12/28）</p> <p>(イ) 自衛隊の活動状況</p> <p>水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/28～1/30）</p>	人	死者	2名		重傷者	1名	的	軽傷者	6名	<p>(9) 令和5年大雪（令和4年12月～2月：2023年）</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>12月18日から19日にかけて、北陸地方の上空約5000mに氷点下39.0℃以下、1500mに氷点下9.0℃以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。このため、県内では能登を中心に大雪となり、19日には珠洲市、穴水町、能登町に大雪警報が発表された。19日の最深積雪は、珠洲で44cm、輪島で30cmを観測した。樹木等への着雪により雪の重みで樹木が倒れ、電線を切断するなど停電が発生した。また、倒れた樹木が道路をふさいで孤立集落が発生した。</p> <p>12月23日から25日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下39度以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では大雪となり、23日には金沢市を対象に「顕著な大雪に関する気象情報」が発表された。</p> <p>1月24日から26日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下42度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では、冷え込みが厳しく、25日の最低気温は、金沢で氷点下5.1度、輪島市三井では氷点下8.1度を観測した。水道管の凍結や破裂が相次ぎ、各地で断水が発生した。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 被害の状況【資料：危機対策課調べ】</p> <table border="1" data-bbox="1137 930 1727 1038"> <tr> <td>人</td> <td>死者</td> <td>2名</td> <td>住</td> <td>一部破損</td> <td>4棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重傷者</td> <td>1名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>的</td> <td>軽傷者</td> <td>7名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>死者の内訳：除雪作業中（2名）</p> <p>エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】</p> <p>(ウ) 対策組織</p> <p>県：災害対策本部（12/22～12/28）</p> <p>市町：災害対策本部（3市1町）</p> <p>輪島市（12/20～12/24、1/27～1/30）、羽咋市（1/27～1/29）、かほく市（1/27～2/2）、宝達志水町（1/26～1/30）</p> <p>雪害対策本部</p> <p>金沢市（12/23～12/28）</p> <p>(エ) 自衛隊の活動状況</p> <p>水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/28～1/30）</p>	人	死者	2名	住	一部破損	4棟		重傷者	1名				的	軽傷者	7名				
人	死者	2名																											
	重傷者	1名																											
的	軽傷者	6名																											
人	死者	2名	住	一部破損	4棟																								
	重傷者	1名																											
的	軽傷者	7名																											



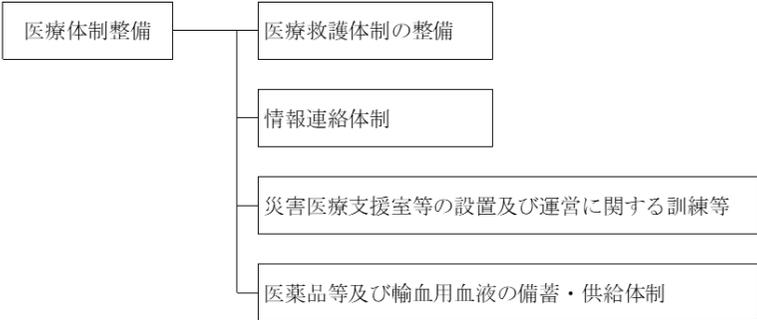
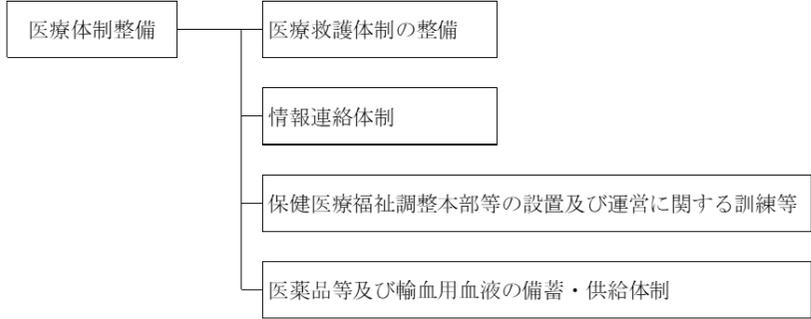
現 行	修 正 案	備 考																																																																															
<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～4 (略) 5 住民の雪害に対する心構え (1) (略) (2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、 車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料、毛布及び携帯トイレ等を備えておくよう心がけるものとする。 6～7 (略) 第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 (1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="118 786 1001 1187"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">協定者</td> <td style="text-align: center;">協定締結日</td> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td style="text-align: center;">FAX</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td>R5. 1. 23</td> <td>076-221-0482</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略) 3～4 (略) 第3節 (略)</p>	平常時の心得	(略)				○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法				○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。				○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定					協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	(新設)					(略)					<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～4 (略) 5 住民の雪害に対する心構え (1) (略) (2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、 車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。 6～7 (略) 第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 (1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="1095 786 1977 1211"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">協定者</td> <td style="text-align: center;">協定締結日</td> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td style="text-align: center;">FAX</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td>R5. 1. 23</td> <td>076-221-0482</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">協定者</td> <td style="text-align: center;">協定締結日</td> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td style="text-align: center;">FAX</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>全国共済農業協同組合連合会石川県本部</td> <td>R5. 9. 12</td> <td>076-240-5513</td> <td>076-240-5509</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略) 3～4 (略) 第3節 (略)</p>	平常時の心得	(略)				○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法				○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。				○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定					協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482		協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509	(略)					
平常時の心得		(略)																																																																															
		○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法																																																																															
		○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。																																																																															
	○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定																																																																																
	協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																													
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482																																																																													
(新設)																																																																																	
(略)																																																																																	
平常時の心得	(略)																																																																																
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法																																																																																
	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。																																																																																
	○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定																																																																																
	協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																													
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482																																																																													
	協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																													
石川県	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509																																																																													
(略)																																																																																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節～第10節（略）</p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1（略）</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。</u></p> <p><u>(3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>第5節～第10節（略）</p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>2 指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ク～ソ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第12節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p>	<p>2 指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>ガス設備</u>、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>災害時におけるウォーターサーバー機器設置等の応急対策の協力に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1104 858 1989 927"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>砂山商事株式会社</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-251-3848</td> <td>076-252-9498</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク～ソ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第12節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	砂山商事株式会社	R5. 9. 4	076-251-3848	076-252-9498								

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) ~ (8) (略)</p>	<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</u></p> <p>(3) ~ (8) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(9) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略) <u>(新設)</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(10)～(11) 3～4 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第13節 (略)</p>	<p>(9) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～エ (略) <u>オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(10)～(11) 3～4 (略) <u>5 障害者に対する情報伝達等</u> <u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第13節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																	
<p>第14節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR     A[医療体制整備] --- B[医療救護体制の整備]     A --- C[情報連絡体制]     A --- D[災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等]     A --- E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制] </pre> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県 ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="165 865 999 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援室</td> <td>DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T活動支援室</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等</td> <td>災害医療支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域医療救護活動支援室</td> <td>地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点連絡会</td> <td>各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> <tr> <td>医療救護班等連絡会</td> <td>医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等</td> <td>地域医療救護活動支援室内に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p> <p>(2) 市町 ア～ウ</p>	名 称	目 的	備 考	災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等		DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置	地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	<p>第14節 医療体制の整備</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR     A[医療体制整備] --- B[医療救護体制の整備]     A --- C[情報連絡体制]     A --- D[保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等]     A --- E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制] </pre> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県 ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1137 865 1971 1299"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療福祉調整本部</td> <td>保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMA T調整本部</td> <td>国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等</td> <td>保健医療福祉調整本部内に設置</td> </tr> <tr> <td>地域保健医療福祉調整本部</td> <td>地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等</td> <td>地域別に設置</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等</td> <td>災害拠点病院等に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ～サ (略)</p> <p>(2) 市町 ア～ウ</p>	名 称	目 的	備 考	保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置	地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置	DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置	
名 称	目 的	備 考																																	
災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等																																		
DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置																																	
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																																	
名 称	目 的	備 考																																	
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整																																		
DMA T調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置																																	
地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム(医療救護班等)の配置調整等	地域別に設置																																	
DMA T活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置																																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域医療救護活動支援室</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク（略） （３）～（７）（略）</p> <p>３ 情報連絡体制</p> <p>（１）医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会</u>、医療救護班等連絡会相互の情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>イ 県は、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。</p> <p>ウ～エ（略） （２）～（３）</p> <p>４ <u>災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会及び医療救護班等連絡会</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>５（略）</p> <p>第１５節～第２１節（略）</p> <p>第２２節 建築物等災害予防 １～４（略） <u>（新設）</u></p> <p>第２３節～第２７節（略）</p>	<p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する<u>地域保健医療福祉調整本部</u>への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ～ク（略） （３）～（７）（略）</p> <p>３ 情報連絡体制</p> <p>（１）医療救護活動に係る情報連絡体制</p> <p>ア 県は、<u>保健医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部</u>相互の情報連絡体制を整備しておく。</p> <p>イ 県は、<u>DMAT</u>、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。</p> <p>ウ～エ（略） （２）～（３）</p> <p>４ <u>保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等</u></p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>保健医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部</u>の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。</p> <p>５（略）</p> <p>第１５節～第２１節（略）</p> <p>第２２節 建築物等災害予防 １～４（略）</p> <p>５ <u>県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第２３節～第２４節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
<p style="text-align: center;"><b>第3章 雪害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～9 (略) 10 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の 応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア～イ</u> (略) <u>ウ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第15節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 898 1005 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ～オ</u> (略) <u>(新設)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434	<p style="text-align: center;"><b>第3章 雪害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～9 (略) 10 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の 応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 <u>ア</u> 災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定 (本章第6節「雪害情報の収集・伝達」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1131 663 2011 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ～ウ</u> (略) <u>エ</u> 災害時の医療救護に関する協定 (本章第15節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 898 2007 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small></td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29. 6. 30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>オ～カ</u> (略) <u>キ</u> 災害時における救護活動に関する協定 (本章第15節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 1246 2007 1374"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 石川県柔道整復師会</td> <td>R 5. 10. 31</td> <td>076-233-2122</td> <td>076-233-2196</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会</td> <td rowspan="2">R 5. 10. 31</td> <td>076-259-6628</td> <td>076-259-6628</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県鍼灸師会</td> <td>076-259-0750</td> <td>076-259-0751</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196	石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628	(公社) 石川県鍼灸師会	076-259-0750	076-259-0751	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-225-1433	076-225-1434																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1 <small>(H29. 6. 30改正)</small>	076-239-3800	076-239-3810																																																																		
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196																																																																		
石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628																																																																		
	(公社) 石川県鍼灸師会		076-259-0750	076-259-0751																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																									
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ～サ (略)</u></p> <p><u>シ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u></p> <table border="1" data-bbox="118 480 1023 616"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td rowspan="2">H23. 5. 23</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県森林土木協会</td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ス (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>セ～ハ</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ホ～ミ</u></p> <p><u>ム 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</u> (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="125 1158 1030 1222"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258	石川県森林土木協会	076-240-8455	076-240-8451	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p><u>ク 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定</u> (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 272 2007 368"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会</td> <td>R 6. 1. 8</td> <td>076-286-3511</td> <td>076-286-2372</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ケ～セ (略)</u></p> <p><u>ソ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1097 480 2002 647"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県 石川県 農業公社</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td rowspan="2">H23. 5. 23</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県森林土木協会</td> <td>076-240-8455</td> <td>076-240-8451</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県造園緑化建設協会</td> <td>R6. 1. 15</td> <td>076-269-1110</td> <td>076-269-1279</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>タ (略)</u></p> <p><u>チ 災害時の応援業務に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1097 743 2002 807"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 建設コンサルタンツ協会北陸支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>025-282-3370</td> <td>025-282-3371</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ツ～ム</u></p> <p><u>メ 災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u> (本章第 28 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 943 2013 1023"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>モ～ユ</u></p> <p><u>ヨ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</u> (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1102 1150 2007 1469"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">石川県</td> <td>(一社) プレハブ建築協会</td> <td>H 7. 3. 24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社) 日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6. 1. 4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社) 日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県木造住宅協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社) 全国木造建設事業協会</td> <td>R 6. 1. 18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社) 日本ログハウス協会</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社) 石川県建団連</td> <td>R 6. 2. 16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社) 日本モバイル建築協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社) 日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6. 2. 29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258	石川県森林土木協会	076-240-8455	076-240-8451	石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社) 日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917	(一社) 日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848	(一社) 石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051	(一社) 全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社) 日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社) 石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社) 日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-	(一社) 日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																							
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																																																																							
	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258																																																																																																																							
	石川県森林土木協会		076-240-8455	076-240-8451																																																																																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																							
石川県	(一社) プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																																																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																							
石川県	石川県災害リハビリテーション支援 関連団体協議会	R 6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372																																																																																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																							
石川県 石川県 農業公社	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																																																																							
	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258																																																																																																																							
	石川県森林土木協会		076-240-8455	076-240-8451																																																																																																																							
石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279																																																																																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																							
石川県	(一社) 建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371																																																																																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																							
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827																																																																																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																							
石川県	(一社) プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																																																																																							
	(一社) 日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917																																																																																																																							
	(一社) 日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848																																																																																																																							
	(一社) 石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051																																																																																																																							
	(一社) 全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																																																																																							
	(一社) 日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																																																																																							
	(一社) 石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202																																																																																																																							
	(一社) 日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	-																																																																																																																							
	(一社) 日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																																																																																							

現 行	修 正 案	備 考										
<p>メ～ヤ（略） （７）～（８）（略） １１～１２（略）</p> <p>第２節～第５節（略）</p> <p>第６節 雪害情報の収集・伝達 １（略） ２ 情報収集体制及び伝達系統の確立 （１）被害規模に関する概括的情報の収集、連絡 ア 県 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。 （ア）～（イ）（略） <u>（新設）</u></p> <p>イ～ウ（略） （２）～（８）（略） ３（略）</p> <p>第７節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p>	<p>ワ～ン（略） （７）～（８）（略） １１～１２（略）</p> <p>第２節～第５節（略）</p> <p>第６節 雪害情報の収集・伝達 １（略） ２ 情報収集体制及び伝達系統の確立 （１）被害規模に関する概括的情報の収集、連絡 ア 県 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。 （ア）～（イ）（略）</p> <table border="1" data-bbox="1115 887 1998 954"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>（一社）石川県ドローン協会</td> <td>R5. 9. 4</td> <td>076-294-8388</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ（略） （２）～（８）（略） ３（略）</p> <p>第７節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 <u>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	-								

現 行	修 正 案	備 考												
<p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="118 711 1001 823"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p>	所 属	連絡担当者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28	<p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。</p> <p>通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1115 716 1998 829"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行金沢支店</td> <td>文書課企画役補佐</td> <td>〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ、自衛隊による局地</u></p>	所 属	連絡担当者	所 在 地	日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号	
所 属	連絡担当者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28												
所 属	連絡担当者	所 在 地												
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号												

現 行	修 正 案	備 考
<p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第13節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（略）</p> <p>カ～サ（略） <u>（新設）</u></p>	<p>情報提供に関する調整を行う。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第13節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ オ 避難所の運営</p> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p><u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>カ～サ（略） <u>シ 性的マイノリティへの配慮</u> 男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>シ～セ (略)  (2) (略)  8～10 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療  1～2 (略)  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制  (1) (略)  (2) 県  ア 災害医療支援室の設置  (ア) 県は、必要に応じて、<u>県災害対策本部の下に、災害医療支援室</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム (EMIS) 及び市町等から把握する。</p> <p>(イ) (略)  イ (略)  ウ DMATの派遣  (ア)～(イ) (略)  (ウ) 県は、必要に応じて、<u>災害医療支援室の下にDMAT活動支援室</u>を設置する。  (エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点 (災害拠点病院・SCU等) ごとにDMAT活動拠点連絡会を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣  (ア) <u>災害医療支援室</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。  (イ) <u>災害医療支援室</u>は、<u>地域医療救護活動支援室</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>ス～ソ (略)  (2) (略)  8～10 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療  1～2 (略)  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制  (1) (略)  (2) 県  ア 保健医療福祉調整本部の設置  (ア) 県は、必要に応じて、<u>県災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム (EMIS) 及び市町等から把握する。</p> <p>(イ) (略)  イ (略)  ウ DMATの派遣  (ア)～(イ) (略)  (ウ) 県は、必要に応じて、<u>保健医療福祉調整本部の下にDMAT調整本部</u>を設置する。  (エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点 (災害拠点病院等) ごとにDMAT活動拠点本部を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣  (ア) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。  (イ) <u>保健医療福祉調整本部</u>は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域医療救護活動支援室を設置し、<u>災害医療支援室</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) 県は、必要に応じて、<u>医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</u></p> <p>オ～カ（略）</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ DMATの業務内容</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（ア）～（エ）（略）</u></p> <p>オ（略）</p> <p>(4)～(10)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>を設置し、<u>保健医療福祉調整本部</u>や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</p> <p>(オ) <u>地域保健医療福祉調整本部は、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有できる体制を構築する。</u></p> <p>オ～カ（略）</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ DMATの業務内容</p> <p><u>（ア）保健医療福祉調整本部やDMAT活動拠点本部等での活動（本部活動）</u></p> <p><u>（イ）～（オ）（略）</u></p> <p>オ（略）</p> <p>(4)～(10)（略）</p> <p><u>(11) 公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会</u></p> <p><u>公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会は、県から「災害時における救護活動に関する協定書」に基づく救護活動員の派遣要請があったときは、救護活動員を派遣し、軽症患者への応急処置や避難者へのマッサージ、はり、きゅう等の施術提供などを実施する。</u></p> <p><u>災害時における救護活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 1305 2011 1433"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 石川県柔道整復師会</td> <td>R 5. 10. 31</td> <td>076-233-2122</td> <td>076-233-2196</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会</td> <td rowspan="2">R 5. 10. 31</td> <td>076-259-6628</td> <td>076-259-6628</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県鍼灸師会</td> <td>076-259-0750</td> <td>076-259-0751</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196	石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628	(公社) 石川県鍼灸師会	076-259-0750	076-259-0751	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																
石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196																
石川県	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628																
	(公社) 石川県鍼灸師会		076-259-0750	076-259-0751																

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(新設)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 重症患者等の搬送体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 搬送の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、<u>地域医療救護活動支援室</u>は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第8節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第12節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第16節 健康管理活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域医療救護活動支援室</u>内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。</p> <p>第17節～第21節 (略)</p>	<p>(12) 石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会</p> <p><u>石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会は、県から「災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定書」に基づく支援チームの派遣要請があったときは、支援チームを派遣し、被災者、要支援者等の生活不活性化等を防ぐため、避難所等の生活環境の改善などを実施する。</u></p> <p><u>災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 443 2018 539"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会</td> <td>R 6.1.8</td> <td>076-286-3511</td> <td>076-286-2372</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p> <p>6 重症患者等の搬送体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 搬送の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、<u>保健医療福祉調整本部</u>等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第8節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第12節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第16節 健康管理活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された<u>地域保健医療福祉調整本部</u>内に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。</p> <p>第17節～第21節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会	R 6.1.8	076-286-3511	076-286-2372	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会	R 6.1.8	076-286-3511	076-286-2372								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第22節 生活必需品の供給  1～2（略）  3 生活必需品等の確保  （1）必要量の把握  ア（略）  イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。  ウ（略）</p>	<p>第22節 生活必需品の供給  1～2（略）  3 生活必需品等の確保  （1）必要量の把握  ア（略）  イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。  ウ（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

(2) 情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。  
生活必需品の確保に関する協定

	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082
	株ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609
	マザー寝具リース株	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963
	株マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	株鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	株どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	DCMカーマ株	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525
	株大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277
	株いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166
	株ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	株安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266
	株中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953
	ダイヤモンド商事株	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346
	株角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399
	アルビス株	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520
	株ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213
	株ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944
	北陸コカ・コーラボトリング株	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990
	株平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	ユニー株	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	株PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	株クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114
	株コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902
	株示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598
ゲンキー株	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	
イオンリテール株	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	
マックスバリュ北陸株	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	
株セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	
コストコホールセールジャパン株	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	
株パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	
大塚製薬株名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	

(略)  
4～5 (略)

(2) 情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。  
生活必需品の確保に関する協定

	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082
	株ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609
	マザー寝具リース株	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963
	株マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	株鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	株どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	DCMカーマ株	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525
	株大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277
	株いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166
	株ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	株安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266
	株中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953
	ダイヤモンド商事株	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346
	株角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399
	アルビス株	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520
	株ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213
	株ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944
	北陸コカ・コーラボトリング株	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990
	株平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	ユニー株	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	株PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	株クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114
	株コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902
	株マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491
ゲンキー株	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	
イオンリテール株	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	
マックスバリュ北陸株	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	
株セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330	
コストコホールセールジャパン株	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580	
株パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	
大塚製薬株京滋北陸支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403	
レック株	R 5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190	

(略)  
4～5 (略)

現 行	修 正 案	備 考
<p>第23節～第24節（略）</p> <p>第25節 ボランティア活動の支援</p> <p>1（略）</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>生活環境</u>について配慮する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第26節</p> <p>第27節 住宅の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）（略）</p>	<p>第23節～第24節（略）</p> <p>第25節 ボランティア活動の支援</p> <p>1（略）</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）ボランティアとの連携・協働</p> <p>ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u>また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動環境</u>について配慮する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第26節（略）</p> <p>第27節 住宅の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																														
<p>(2) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="136 331 1043 395"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7.3.24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第28節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 水道施設</p> <p>水道事業者は、水道に被害が生じた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 応援体制</p> <p>大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127	<p>(2) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。</p> <p>災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1111 320 2018 643"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">石川県</td> <td>(一社)プレハブ建築協会</td> <td>H 7.3.24</td> <td>03-5280-3121</td> <td>03-5280-3127</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ムービングハウス協会</td> <td>R 6.1.4</td> <td>011-885-6000</td> <td>011-886-3917</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>026-221-9997</td> <td>026-221-4848</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県木造住宅協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>076-240-4081</td> <td>076-240-4051</td> </tr> <tr> <td>(一社)全国木造建設事業協会</td> <td>R 6.1.18</td> <td>03-5540-6678</td> <td>03-5540-6679</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本ログハウス協会</td> <td>R 6.2.16</td> <td>03-3588-8808</td> <td>03-3588-8829</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県建団連</td> <td>R 6.2.16</td> <td>090-2032-5121</td> <td>076-255-1202</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本モバイル建築協会</td> <td>R 6.2.29</td> <td>050-1807-2426</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本木造住宅産業協会</td> <td>R 6.2.29</td> <td>03-5114-3018</td> <td>03-5114-3020</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第28節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 水道施設</p> <p>水道事業者は、水道に被害が生じた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 応援体制</p> <p>大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。</p> <p>○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定 (令和6年1月1日)」</p> <table border="1" data-bbox="1122 1193 2029 1273"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</td> <td>R 6.1.1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6.1.4	011-885-6000	011-886-3917	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6.1.18	026-221-9997	026-221-4848	(一社)石川県木造住宅協会	R 6.1.18	076-240-4081	076-240-4051	(一社)全国木造建設事業協会	R 6.1.18	03-5540-6678	03-5540-6679	(一社)日本ログハウス協会	R 6.2.16	03-3588-8808	03-3588-8829	(一社)石川県建団連	R 6.2.16	090-2032-5121	076-255-1202	(一社)日本モバイル建築協会	R 6.2.29	050-1807-2426	-	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6.2.29	03-5114-3018	03-5114-3020	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6.1.1	052-232-6032	052-221-7827	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	(一社)プレハブ建築協会	H 7.3.24	03-5280-3121	03-5280-3127																																																												
	(一社)日本ムービングハウス協会	R 6.1.4	011-885-6000	011-886-3917																																																												
	(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	R 6.1.18	026-221-9997	026-221-4848																																																												
	(一社)石川県木造住宅協会	R 6.1.18	076-240-4081	076-240-4051																																																												
	(一社)全国木造建設事業協会	R 6.1.18	03-5540-6678	03-5540-6679																																																												
	(一社)日本ログハウス協会	R 6.2.16	03-3588-8808	03-3588-8829																																																												
	(一社)石川県建団連	R 6.2.16	090-2032-5121	076-255-1202																																																												
	(一社)日本モバイル建築協会	R 6.2.29	050-1807-2426	-																																																												
	(一社)日本木造住宅産業協会	R 6.2.29	03-5114-3018	03-5114-3020																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6.1.1	052-232-6032	052-221-7827																																																												

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」</li> <li>○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」</li> <li>○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」</li> </ul> <p><u>（新設）</u></p> <p>第29節～第32節（略）</p>	<p>(8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」</li> <li>○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」</li> <li>○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」</li> <li>○「<u>災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）</u>」</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1128 480 2033 555"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部</td> <td>R 6. 1. 1</td> <td>052-232-6032</td> <td>052-221-7827</td> </tr> </tbody> </table> <p>第29節～第32節（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 全国上下水道コンサルタント 協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827								

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第6節（略）</p> <p>第7節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</p> <p>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 制度の周知</p> <p>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第6節（略）</p> <p>第7節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 被災者台帳の作成 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>3～9（略）</p> <p>第8節～第9節（略）</p> <p>第5章（略）</p>	<p>2 被災者台帳の作成 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>3～9（略）</p> <p>第8節～第9節（略）</p> <p>第5章（略）</p>	